

構造改革特別区域基本方針の一部変更について

〔 令和 5 年 8 月 25 日
閣 議 決 定 〕

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第3条第4項の規定に基づき、構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定）の一部を次のように変更する。

別表1中第504号及び第512号を別紙1のとおり改め、第712号を別紙2のとおり改め、第830号、第832号及び第834号を別紙3のとおり改め、第910号を別紙4のとおり改め、第920号及び第939号を別紙5のとおり改め、第1010号の次に第1014号を別紙6のとおり加え、第1105号、第1123号、第1124号及び第1142号を別紙7のとおり改め、第1308号を削る。

別表2中第1219号を別紙8のとおり改め、第1307号の次に第1308号を別紙9のとおり加える。

附 則

この基本方針の変更は令和5年9月1日から施行する。

別紙 1

番号	504
特定事業の名称	特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	なし
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	なし
特例措置の内容	地方公共団体が次のいずれにも適合すると認めて内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、特区内において、当該特区の特定事業若しくはその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人又は当該外国人の家族に係る在留資格認定証明書交付申請、資格外活動許可申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請及び在留資格取得許可申請につき、審査を担当する地方出入国在留管理局において、特に迅速な審査が行われるように、他の案件と区別して優先的に処理する。 1. 本事業は単独で行われるものではなく、他の特定事業と併せて実施されるものであること。 2. 本事業と併せて実施される他の特定事業又はその関連事業が、これらの事業の遂行に必要な業務に外国人が従事する又は従事することが予定されているものであること。 3. 本事業の対象となる特定事業又はその関連事業の名称、実施主体及び開始時期並びに外国人が実際に活動する公私の機関及びその施設の名称、所在地及び当該活動の内容が、構造改革特別区域計画において明示されていること。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	512
特定事業の名称	地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	入国・在留審査要領（平成15年9月10日法務省管第5329号）第12編第2章第16節
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	「企業内転勤」の在留資格は、本邦に事業所が存在することが前提となっており、新たに支店等をする場合において、当該事業所として使用する施設が、地方公共団体等から当該外国人が稼働する外国企業に対し提供された施設である場合には、当該活動の拠点となる事業所の確保が確実で当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとみなすこととなっている。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する特区が次のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、本邦に上陸しようとする外国人から、当該外国人が稼働する外国企業に対して地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸する施設を事業所として使用し、外国企業の支店等開設準備に係る活動であって「企業内転勤」の在留資格に係る活動を行うものとして、在留資格認定証明書の交付の申請があり、かつ、それが当該在留資格に係る上陸許可基準に適合している場合には、当該活動の拠点となる事業所の確保が確実で当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとして、当該認定証明書を交付することができる。 （1）外国企業（地方公共団体において、事業の実施が確実で当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認める外国企業に限る。）が本邦において事業を行う拠点となる当該特区内の事業所の確保を支援するため、当該外国企業に対して当該特区においてその事業の用に供する施設を地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸するための必要な措置が講じられていること。 （2）当該特区において、投資活動を行う外国企業が相当程度集積するものと見込まれること。 （3）当該特区において外国企業が集積することにより、当該外国企業が実施する事業が属する分野の産業の発展が相当程度見込まれること。 2. 上記1. の申請をする地方公共団体は、上記1.（1）の施設を転貸する機関が当該地方公共団体以外の機関である場合には、当該機関を特定しなければならない。 3. 上記1.（1）の規定により、地方公共団体において施設の指定を行った上で、次に掲げる①から⑤の要件を満たさなければならない。さらに、地方公共団体等が賃借している施設につき、更に外国企業に転貸する場合においては、①から⑤に加えて⑥の要件も満たさなければならない。 【要件】 ①賃貸借が可能である施設が存在していること（ただし、居住することを前提とした施設等、事業所として継続的に事業を行っていくことが不適切であるものは除く。）。 ②地方公共団体が当該施設を事業拠点として指定する場合には、あらかじめ、当該施設の所有者及び外国法人から、当該施設につき賃貸借契約を行う意思を記した誓約書等を地方公共団体に提出させること。 ③本邦に入国後、当該賃貸借契約を行った場合には、当該外国企業は、速やかに地方公共団体を通じて契約書の写しを地方出入国在留管理局へ提出すること。また、指定された施設を使用しない場合、又は使用することができなくなった場合においては、地方公共団体において代替となる施設をあっせんする等、事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置を講ずること。 ④本邦に入国後、3か月以内に事業所を設けて事業を開始することとし、地方公共団体は、当該事業の開始後1週間以内に地方出入国在留管理局に報告を行うこと。 ⑤当該期間内に事業を開始しない場合は、地方公共団体は、当該外国人の所在を確認の上、速やかに地方出入国在留管理局に報告するとともに、当該外国人に対して帰国を求め、さらに、当該地方出入国在留管理局の措置等により当該外国人が帰国することとなった場合においては、帰国旅費を調達するに必要な協力等、帰国するための協力を行うこと。 ⑥施設の所有者と地方公共団体等における、当該施設に係る転貸借の契約書等の写しを地方出入国在留管理局に提出すること。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

別紙 2

番号	712
特定事業の名称	清酒の製造場における製造体験事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目（第3条第7号から第23号までに掲げる酒類の区分をいう。以下同じ。）別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許（以下「製造免許」という。）を受けなければならない。ただし、酒類の製造免許を受けた者（以下「酒類製造者」という。）が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、この限りでない。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において酒税法第7条第1項の規定により清酒（同法第3条第7号に規定する清酒をいう。以下この表において同じ。）の製造免許を受けた者（以下この表において「清酒製造者」という。）が、当該構造改革特別区域の魅力の増進に資する施設（以下この表において「特定施設」という。）において、清酒の製造体験の機会を提供することを通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた当該構造改革特別区域計画（構造改革特別区域法第6条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に定められた同法別表第17号に掲げる特定事業の実施主体である当該清酒製造者（以下この表において「認定計画特定清酒製造者」という。）が、当該構造改革特別区域内に所在する当該認定計画特定清酒製造者が清酒の製造免許を受けた製造場（酒税法第28条第6項及び第28条の3第4項、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第87条の6第9項並びに沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）第81条第1項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所並びに既に本特例措置の適用を受けている製造場を除く。以下この表において「既存の製造場」という。）の所在地の所轄税務署長に申請をし、その承認を受けた場合には、当該構造改革特別区域内に所在する一の場所（当該構造改革特別区域計画に定められた当該特定施設（下記7（3）において「認定計画特定施設」という。）内の場所に限るものとし、政令で定める場所を除く。）については、当該既存の製造場と一の清酒の製造場とみなして、酒税法その他酒税又は酒税の保全に関する法令の規定を適用する。 2. 本特例措置の承認の申請があった場合において、当該申請をした者又は当該承認を受けようとする場所について、酒税の取締り上不適当と認められ、又は清酒の製造体験に係る設備が不十分と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。 3. 本特例措置の承認を受けた者は、当該承認に係る既存の製造場（以下この表において「主製造場」という。）と本特例措置の適用により主製造場と一の清酒の製造場とみなされた場所（以下この表において「体験製造場」という。）との間で酒母（酒税法第3条第24号に規定する酒母をいう。下記7（4）及び8において同じ。）又はもろみ（同条第25号に規定するもろみをいう。下記7（4）及び8において同じ。）を移動しようとする場合には、その旨を当該承認をした税務署長に届け出なければならない。 4. 体験製造場から移出した酒類に係る酒税の納税地は、酒税法第53条の規定にかかわらず、当該体験製造場に係る主製造場の所在地とする。 5. 本特例措置の承認を受けた者が体験製造場において酒類を製造し、又は移出した場合における酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第9条第1項、第14条第1項及び第2項並びに第86条の5の規定の適用については、当該体験製造場において製造し、又は移出した酒類を当該体験製造場に係る主製造場において製造し、又は移出したものとみなす。 6. 税務署長は、本特例措置の承認を受けた者又は体験製造場について、酒税の取締り上不適当と認められ、又は清酒の製造体験に係る設備が不十分と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。 7. 次の（1）から（10）までに掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該（1）から（10）までに定める日に、本特例措置の承認は、その効力を失う。この場合において、当該承認に係る者又はその相続人（包括受遺者を含む。下記9において同じ。）は、（1）から（5）までに掲げる場合（（4）に掲げる場合にあつては、（4）に規定する製造免許を与えた税務署長と当該承認をした税務署長とが異なる場合に限る。）のいずれかに該当するときは、遅滞なく（（5）にあつては、体験製造場において清酒の製造を廃止するときまでに）、その旨を当該承認をした税務署長に届け出なければならない。

	(1) 構造改革特別区域法第9条第1項の規定により本特例措置の認定が取り消された場合 当該認定が取り消された日 (2) 本特例措置の承認を受けた者が認定計画特定清酒製造者でなくなった場合（(1)に該当する場合を除く。） 当該承認を受けた者が認定計画特定清酒製造者でなくなった日 (3) 体験製造場の所在する特定施設が認定計画特定施設でなくなった場合（(1)に該当する場合を除く。） 当該特定施設が認定計画特定施設でなくなった日 (4) 本特例措置の承認を受けた者が体験製造場について酒税法第7条第1項又は第8条の規定により酒類又は酒母若しくはもろみの製造免許を受けた場合 当該承認を受けた者が当該製造免許を受けた日の前日 (5) 体験製造場における清酒の製造を廃止した場合 当該清酒の製造を廃止した日 (6) 酒税法第7条第4項の規定により本特例措置の承認を受けた者の主製造場に係る清酒の製造免許に付された期限（同条第5項の規定により当該期限が延長された場合には、その延長後の期限。下記8（1）において同じ。）が経過した場合 当該期限が経過した日の前日 (7) 主製造場に係る清酒の製造免許が酒税法第12条の規定により取り消され、又は同法第17条第1項の規定による申請に基づき取り消された場合 当該清酒の製造免許が取り消された日 (8) 本特例措置の承認を受けた者（法人に限る。）の合併又は解散により主製造場に係る清酒の製造免許が消滅した場合 当該清酒の製造免許が消滅した日 (9) 本特例措置の承認を受けた者（個人に限る。）が死亡した場合 当該承認を受けた者が死亡した日 (10) 酒税法第16条第1項の規定により許可を受けて主製造場を移転した場合 当該主製造場を移転した日 8. 次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、その該当することとなった時に当該酒類又は酒母若しくはもろみ（以下この表において「酒類等」という。）をその体験製造場から移出したものとみなして、酒税法その他酒税又は酒税の保全に関する法令の規定を適用する。この場合において、酒母又はもろみは、その他の醸造酒（酒税法第3条第19号に規定するその他の醸造酒をいう。以下この表において同じ。）とみなし、酒母又はもろみの製造者は、その他の醸造酒の製造者とみなす。 (1) 上記7の規定により本特例措置の承認が失効した場合において、当該承認に係る酒類等（酒税法第7条第1項ただし書又は第8条ただし書の規定の適用を受けたものを含む。）(2)において同じ。）がその体験製造場に現存するとき（(3)に該当する場合を除く。）。ただし、下記9の規定により酒類（清酒に限る。）の製造又は販売の継続を認められた場合（上記7（6）又は（7）に該当する場合にあっては、7（6）の期限の経過又は同法第17条第1項の規定による申請に基づく製造免許の取消しと同時に同法第20条第1項の規定により清酒の販売の継続を認められた場合に限る。）を除く。 (2) 上記6の規定により本特例措置の承認が取り消された場合において、当該承認に係る酒類等がその体験製造場に現存するとき（(3)に該当する場合を除く。）。(3)において同じ。 (3) 上記6の規定により本特例措置の承認が取り消された者又は酒税法第12条の規定により主製造場に係る清酒の製造免許を取り消された者が下記9の規定の適用を受けてその体験製造場において清酒を製成したとき。 9. 上記6又は7の規定により本特例措置の承認が取り消され、又は失効した場合において、当該体験製造場に半製品又は酒類が現存するときは、税務署長は、当該承認に係る者（合併により清酒の製造免許が消滅した場合で合併後存続する法人又は合併により設立した法人が清酒の製造免許を受けないときは当該法人を含み、上記7（6）から（8）までに該当する場合にあっては酒税法第20条第1項の規定の適用がある者に限る。）又はその相続人（同法第19条第2項又は第20条第1項の規定の適用がある者に限る。）の申請により、期間を指定し、当該酒類（清酒に限る。以下9において同じ。）の製造又は販売を継続させることができる。この場合において、当該酒類の処分又はその体験製造場からの移出が完了し、及びその酒税が完納されるまでの間は、これらの者を本特例措置の承認を受けた認定計画特定清酒製造者とみなして、この表（上記2、6及び7を除く。）の規定を適用する。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	

別紙 3

番号	830
特定事業の名称	市町村教育委員会による特別免許状授与事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	教育職員免許法第2条第2項、第5条第6項、第9条第2項、第20条、別表第3 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第15条第2項、第22条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	・免許状の授与権者は都道府県教育委員会とされている。 ・特別免許状は授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。 ・免許状の免許管理者は都道府県教育委員会とされている。 ・免許状に関して必要な事項は、教育職員免許法等のほか、都道府県教育委員会規則で定める。 ・都道府県教育委員会は、当該都道府県において教育職員の免許状を有する者が特定免許状失効者等となったときは、特定免許状失効者等に関する情報を国が整備したデータベースに迅速に記録すること等とされている。 ・都道府県教育委員会は、特定免許状失効者等に再び免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならないとされている。
特例措置の内容	1. 市町村の教育委員会が、構造改革特別区域法第12条第1項に規定する特別の事情、同法第13条第1項に規定する特別の需要その他当該市町村が設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情に対応するため、以下の（1）から（3）に掲げる者に特別免許状を授与する必要があると認める場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、教育職員免許法第2条第2項、第5条第6項、第9条第2項、第20条及び別表第3、並びに教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第15条第2項及び第22条第2項は、以下のとおりとする。 （1）構造改革特別区域法第12条第1項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第4条第1項の規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置会社が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者 （2）同法第13条第1項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第4条第1項の規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置非営利法人が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者 （3）その他その設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情により、市町村がその給料その他の給与又は報酬等を負担して、当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者 ○教育職員免許法（昭和24年法律第147号） 第2条第2項 この法律で「免許管理者」とは、免許状（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第19条第1項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状（以下「特例特別免許状」という。）を除く。）を有する者が教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者である場合にあつてはその者の勤務地の都道府県の教育委員会、これらの者以外の者である場合にあつてはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあつてはその免許状を授与した市町村の教育委員会をいう。 第5条第6項 免許状は、都道府県の教育委員会（特例特別免許状にあつては、構造改革特別区域法第19条第1項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会。以下「授与権者」という。）が授与する。 第9条第2項 特別免許状（特例特別免許状を除く。）は、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。ただし、特例特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる市町村においてのみ効力を有する。 第20条 免許状に関し必要な事項は、この法律及びこの法律施行のために発する法令で定めるものを除くほか、都道府県の教育委員会規則（特例特別免許状にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則）で定める。 別表第3の規定中「特別免許状」から特例特別免許状を除く。

	○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和３年法律第57号） 第15条第２項 都道府県教育委員会（構造改革特別区域法第19条第１項の規定による認定を受けた市町村（以下この項及び第22条第２項において「認定市町村」という。）の教育委員会を含む。以下同じ。）は、当該都道府県（認定市町村においては当該認定市町村）において教育職員の免許状を有する者が特定免許状失効者等となったときは、前項の情報を同項のデータベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずるものとする。 第22条第２項 都道府県教育委員会（認定市町村の教育委員会を含む。）は、前項の規定（※１）により再び免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育職員免許状再授与審査会（認定市町村においては市町村教育職員免許状再授与審査会。次条（※２）において同じ。）の意見を聴かなければならない。 ※１ 第22条 特定免許状失効者等（教育職員免許法第５条第１項各号のいずれかに該当する者を除く。）については、その免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができる。 ※２ 第23条 前条第２項に規定する意見を述べる事務をつかさどらせるため、都道府県教育委員会に、都道府県教育職員免許状再授与審査会を置く。 ２ 都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。 ２．本事業により読み替えて適用する教育職員免許法第５条第６項の規定により市町村の教育委員会が特別免許状を授与したときは、当該市町村の教育委員会は、遅滞なく、授与を受けた者の氏名及び職種並びに授与の目的、当該特別免許状に係る学校の種類及び教科その他文部科学省令で定める事項を当該市町村を包括する都道府県教育委員会に通知しなければならない。 ３．構造改革特別区域法第９条第１項の規定により本事業の認定が取り消された場合であっても、本事業により読み替えて適用する教育職員免許法第５条第６項の規定により市町村の教育委員会が授与した特別免許状に係る授与権者及び免許管理者は、当該市町村の教育委員会とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	832
特定事業の名称	インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	大学設置基準第36条第1項 大学院設置基準第19条、第24条第1項及び第29条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	大学設置基準 第36条 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。 2～4 (略) 大学院設置基準 第19条 大学院には、当該大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りではない。 第24条 独立大学院は、当該大学院の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有するものとする。 2 (略) 第29条 通信教育を行う課程を置く大学院は、教育に支障のないよう、添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設を有するものとする。
特例措置の内容	地方公共団体の設定する構造改革特別区域において、インターネット大学院大学の設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学設置基準第36条第1項並びに大学院設置基準第19条、第24条第1項及び第29条に規定する施設を備えなくても、インターネット大学院大学を設置することができる。この特例によって設置されたインターネット大学院大学が、当該大学の研究科等を新たに設置し、又は収容定員を変更する場合も、同様とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	834
特定事業の名称	地方公共団体の長による学校施設の管理及び整備に関する事務の実施事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条、第22条等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	学校施設の管理及び整備に関する事務については、地方公共団体の教育委員会が管理し、及び執行する。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、当該地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校（学校教育法第1条に規定する学校をいい、大学を除く。）の校舎その他の施設（以下「学校施設」という。）並びに当該地方公共団体の長の所管に属する地方自治法第244条第1項に規定する公の施設（以下単に「公の施設」という。）の利用及び配置の状況その他の地域の事情に照らし、当該地方公共団体の長が学校施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行することが、学校施設及び公の施設の一体的な利用（学校施設を学校教育の目的以外の目的に使用することを含む。）又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要であり、かつ、学校における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条及び第22条の規定にかかわらず、当該学校施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行する。この場合において、当該地方公共団体の長が管理する学校施設については、同法第28条の規定は、適用しない。 2. 認定を受けた地方公共団体について、学校の管理機関（管理者）として教育委員会のみを想定している社会教育法及び学校施設の確保に関する政令の規定に、当該地方公共団体の長を加える読替えを行う。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	1. 認定を受けた地方公共団体の長は、その管理し、及び執行する学校施設の管理及び整備に関する事務のうち学校における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。 2. 認定を受けた地方公共団体の長は、1. の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

別紙 4

番号	910
特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	医療法（昭和23年法律第205号）第7条第7項等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	営利を目的として、病院、診療所を開設しようとする者に対しては開設の許可を与えないことができる。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域の事情から見て、医療保険各法による療養の給付等に該当しないものであって、厚生労働大臣が定める指針（※1）に適合する高度な医療（以下「高度医療」という。）の提供を促進することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、株式会社から医療法第7条第1項の規定により当該構造改革特別区域内における当該認定に係る高度医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設の許可の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる要件のすべてに適合すると認めるときは、都道府県知事等は、同条第7項の規定にかかわらず、同条第1項の許可を与えるものとする。 ① 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備及びその有する人員が、医療法の規定に基づく厚生労働省令で定める要件（※2）に適合するものであること。 ② 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員その他の事項が、当該申請に係る範囲の高度医療を提供するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準（※3）に適合するものであること。 ③ 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所を営む事業に係る経理が、当該株式会社の営む他の事業に係る経理と区分して整理されるものであること。 2. 1. の規定により医療法第7条第1項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下「病院等開設会社」という。）が開設する病院又は診療所に關しては、医療法第6条の5第3項の規定にかかわらず、同法第6条の5第1項及び第2項並びに厚生労働省令で定めるところ（※4）により、許可に係る高度医療を提供している旨の広告（同法第6条の5第1項に規定する広告をいう。）をすることができる。 3. 病院等開設会社が開設する病院又は診療所の管理者は、許可に係る高度医療以外の医療を提供してはならない。ただし、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。 4. 厚生労働大臣は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第1項の規定にかかわらず、保険医療機関の指定の承認をしないものとする。 5. 医療保険者は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第63条第3項第2号の指定若しくは船員保険法（昭和14年法律第73号）第53条第6項第2号の指定をし、又は国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第55条第1項第2号の契約若しくは地方公務員等共済組合法第57条第1項第2号の契約をしてはならない。 ※1 平成15年6月27日に取りまとめられた「特区における株式会社の医療への参入に係る取り扱いについて（成案）」の別添においてガイドラインとして示されている内容に基づき規定している。具体的には、高度な医療を用いて行う倫理上及び安全上問題がないと認められる医療であって、次のいずれかに該当するもの。 ①特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断 ②脊髄損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療 ③肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療 ④高度な技術を用いて行う美容外科医療 ⑤提供精子による体外受精 ⑥その他これらの医療に類する医療 ※2 具体的には、医療法第21条及び第23条の規定に基づき、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）で定める医師、歯科医師、看護師等の人員配置基準、各科専門の診察室等の施設基準、病室の床面積、階段、廊下等の幅、換気、採光等に関する構造設備基準等。 ※3 具体的には、当該申請に係る範囲の高度な医療を適切に提供するために必要な設備の設置、当該申請に係る範囲の高度な医療に関し必要な専門的知識及び経験を有する医師等の人員の配置、患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書の作成、当該申請に係る範囲の高度な医療に係る技術に関する専門家によって構成される倫理審査委員会の設置等について、指針で定める高度な医療の具体的な類型ごとに規定している。 ※4 医療法第6条の5第1項及び第2項の規定に加え、同項第4号の規定に基づく医療法施行規則第1条の9においても、広告の方法及び内容に関する基準（①患者その他の者（以下「患者等」という。）の主観又は伝聞に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談の広告をしてはならないこと。②治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等の広告をしてはならないこと。）を規定している。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

別紙 5

番号	920
特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	府令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	保育所における給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	1 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における保育所について、次に掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、3歳未満児に対して給食の外部搬入を行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 一 乳幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 四 乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供しよう努めること。 2 外部搬入を実施するに当たっては、次の一から四までに留意すること。 一 外部搬入を実施する保育所においては、調理室として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有すること。 二 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準を遵守すること。 三 子どもの年齢、発達の段階や健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等子どもの食事の内容、回数や時機に適切に応じることができること。 四 食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するように努めること。 ※なお、平成22年6月1日より、3歳以上児に対しては、公立・私立を問わず給食の外部搬入方式の採用が可能となっている。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	939
特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	府令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	児童発達支援センターにおける給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における児童発達支援センターについて、次に掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る児童発達支援センターは、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入を行うことができる。この場合において、当該児童発達支援センターは、当該事業を実施することとしてもなお当該児童発達支援センターにおいて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 一 障害児に対する食事の提供の責任が当該児童発達支援センターにあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 二 当該児童発達支援センター又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 三 調理業務の受託者を、当該児童発達支援センターにおける給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 四 障害児の年齢、発達の段階、それぞれの障害の特性及び健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 五 食を通じた障害児の健全育成を図る観点から、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

別紙 6

番号	1014
特定事業の名称	特定法人による農地取得事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項、同条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	1. 農地又は採草放牧地について権利を取得するには、農業委員会の許可を受けなければならない。(農地法第3条第1項) 2. 法人による農地等の権利取得については、農地所有適格法人に限り認められている。(農地法第2条第3項、第3条第2項第2号)
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その区域内において、農地等(構造改革特別区域法(平成14年法律第189号。以下「法」という。)第24条第1項に規定する農地等をいう。)の効率的な利用を図る上で農業の担い手が著しく不足しており、かつ、従前の措置のみによっては耕作の目的に供されていない農地等その他その効率的な利用を図る必要がある農地等の面積が著しく増加するおそれがあることから、その設定する構造改革特別区域内において、農地等の効率的な利用を通じた地域の活性化を図るため農地所有適格法人以外の法人が農地等の所有権を取得して農業経営を行うことが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内にある農地等を管轄する農業委員会は、当該構造改革特別区域において農業経営を行おうとする当該法人のうち①～③に掲げる要件の全てを満たしているもの(以下「特定法人」という。)が当該構造改革特別区域内にある農地等について当該地方公共団体から所有権を取得しようとする場合には、農地法第3条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の許可をすることができる。 ①当該法人が、その農地等の所有権の取得後において4. の規定による通知が行われた場合その他その農地等を適正に利用していないと当該地方公共団体が認めた場合には当該地方公共団体に対し当該農地等の所有権を移転する旨の書面による契約を当該地方公共団体と締結していること。 ②当該法人が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 ③当該法人の業務執行役員等(農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。以下同じ。)のうち、一人以上の者が特定法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。 2. 認定の日以降、地方公共団体が構造改革特別区域内にある農地等について、認定を受けた構造改革特別区域計画に基づいて特定法人に所有権を移転するために所有権を取得する場合又は1. ①の契約に基づいて所有権を取得する場合には、農地法第3条第1項本文の規定は適用しない。 3. 農業委員会は、1. の農地法第3条第1項の許可をする場合には、同条第5項の規定により、当該許可を受けて農地等の所有権を取得した特定法人が、農林水産省令で定めるところにより、毎年、その農地等の利用の状況について、農業委員会に報告しなければならない旨の条件を付けるものとする。

	4. 農業委員会は、次のいずれかに該当する場合には、その旨を、地方公共団体に対し、通知するものとする。 ①当該特定法人がその農地等を適正に利用していないと認める場合。 ②当該特定法人がその農地等において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合。 ③当該特定法人が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合。 ④当該特定法人の業務執行役員等のいずれもが当該特定法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認める場合。
同意の要件	1. 法第24条第1項の認定を受けた地方公共団体において、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画をいう。）が定められている場合にあっては、適正な手続きを経て、特定法人が当該計画に位置付けられている又は位置付けられる見込みがあること。 2. 地域計画が定められていない場合にあっては、次のいずれにも該当すること。 ①特定法人の営農計画を基に、農業用機械、労働力、技術力等から判断し、農地等の全てを効率的に利用すると認められること。 ②農地の面的集積に支障がないこと、他の農業者の水利用を阻害しない、無農薬栽培を阻害しないなど、周辺の農地利用に支障がないと認められること。 3. 営農型太陽光発電など一時転用を行おうとするものでないこと。
特例措置に伴い必要となる手続き	・法第24条第3項の規定に基づく報告を受けた農業委員会は、その内容を農林水産大臣に報告するものとする。 ・農業委員会及び都道府県知事等は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）及び農地法の規定を踏まえ、法人の農地等の利用状況を随時監視し、不適正利用（遊休化、違反転用等）があった場合又はそのおそれがある場合等には、農林水産大臣に報告するものとする。

別紙 7

番号	1105
特定事業の名称	一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備導入事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第48条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	電気事業法第38条に規定される一般用電気工作物の定義が定められているが、ガスタービンを原動力とする火力発電設備（ガスタービン発電設備）はその対象となっていない。
特例措置の内容	地方公共団体が構造改革特別区域計画に次の1. の事項を定め、内閣総理大臣の認定を受けたときは、次の2. に定める条件を満たす小規模ガスタービン発電設備（ただし、非常用予備電源を得る目的で施設するものを除く。）を、一般用電気工作物に位置付ける。 1. 構造改革特別区域計画に定める事項 （1）「電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号）第1条の表中、上欄に掲げる第三種電気主任技術者免状に応じて規定される中欄に掲げる学歴又は資格及び下欄に掲げる実務の経験」に相当する学歴又は資格及び実務の経験を有する者により、工事、維持及び運用に関する保安の監督がなされること。 （2）保安上必要な措置として、電気事業法施行規則第50条第3項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号に示される事項に相当する事項が定められること。 2. 条件 （1）電気事業法第38条第1項に規定する低圧の電気を発電するものであって、その発電に係る電気を同項第1号に規定する低圧受電電線路（当該電気工作物を設置する場所と同一の構内において低圧の電気を他の者から受電し、又は他の者に受電させるための電線路をいう。）以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないこと。 （2）出力30キロワット未満であること。 （3）最高使用圧力が1,000キロパスカル未満であること。 （4）最高使用温度が1,400度未満であること。 （5）発電機と一体のものとして一の筐体に納められていること。 （6）ガスタービンの損壊事故が発生した場合においても、破片が当該設備の外部に飛散しない構造を有すること。 （7）同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）に設置する発電設備と電氣的に接続されていないこと。 （8）公衆が容易に触れないための措置がなされていること。
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画により、上記「特例措置の内容」に記載されている1. の事項の内容が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1123
特定事業の名称	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第73条の2の2、第79条第1号、第94条第1号
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	バイナリー発電所を含め、汽力を原動力とする発電所について、設置者は工事計画を国に届出し、届出をした発電所について使用前安全管理検査を実施しなくてはならない。また、一定の圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの又は耐圧部分に溶接をしたボイラー等であって輸入したものについて、設置者は溶接自主検査を実施しなくてはならない。また、使用圧力が一定の圧力以上の発電設備等について、設置者は定期安全管理検査を実施しなくてはならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、構造改革特別区域内において、次の1. に定める条件を満たす研究開発用海水温度差発電設備（汽力（海水の熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備であって研究開発の用に供するもの）を設置する必要があると認めて、構造改革特別区域計画に次の2. の事項を記載し、法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該研究実施期間に限り、当該設備は工事計画の届出、使用前安全管理検査、溶接自主検査及び定期安全管理検査を必要としない設備とすることができる。 1. 条件 （1）出力が100キロワット未満であること。 （2）電線路（当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。）により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電氣的に接続されていないこと。 2. 構造改革特別区域計画に定める事項 （1）以下に掲げる研究事業の概要 ①当該設備を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②研究開発を実施する期間 ③当該設備を設置する位置 ④熱媒体の種類 （2）当該設備が電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを確認するために設置される次に掲げる分野の専門家により構成される委員会に関する事項 ①機械工学 ②材料工学 ③電気工学 ④化学工学 （3）保安上必要な措置として、当該設備について、電気事業法施行規則第50条第3項に掲げる事項に相当する事項
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、上記「特例措置の内容」に記載されている2. の内容により、現行と同等の安全性を確保する体制及び方策が確保されていること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1124
特定事業の名称	海水等温度差発電設備の定期自主検査時期変更事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第94条の2
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	バイナリー発電設備を構成する蒸気タービンについては4年、液化ガス設備については2年を超えない時期に定期自主検査を実施しなければならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、次の1. に定める条件を満たす海水等温度差発電設備（汽力（海水、温泉水等の熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備）であると認め、構造改革特別区域計画に次の2. に掲げた事項を構造改革特別区域計画に記載し、法第4条の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該設備に係る蒸気タービン及び液化ガス設備の定期自主検査は、電気事業法施行規則第94条の2第1項の規定に関わらず、2.（3）に定める時期を超えない時期に行うものとする。 1. 条件 （1）出力500キロワット未満であること。 （2）最高使用圧力が1,000キロパスカル未満であること。 （3）最高使用温度200度未満であること。 （4）使用する熱媒体は変質せず、かつ、可燃性、腐食性及び有毒性がないこと。 2. 構造改革特別区域計画に定める事項 （1）当該設備の仕様（発生する電気出力、設備の最高使用圧力及び最高使用温度など） （2）使用する熱媒体の種類及び性質 （3）具体的な定期自主検査を実施する時期 （4）当該設備が（3）に定める時期に定期自主検査を実施しても、電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを証明する次に掲げる事項に関する記録及び文献その他の資料 ①当該設備の耐久性 ②使用する熱媒体の耐久性 ③使用する熱媒体に応じた当該設備の耐腐食性
同意の要件	2.（4）に示す技術的な証明をする資料等により、2.（3）により定められた時期について、その妥当性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1142
特定事業の名称	研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第73条の2の2、第79条第1号、第94条第1号
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	バイナリー発電所を含め、汽力を原動力とする発電所について、設置者は工事計画を国に届出し、届出をした発電所について使用前安全管理検査を実施しなくてはならない。また、一定の圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの又は耐圧部分に溶接をしたボイラー等であって輸入したものについて、設置者は溶接自主検査を実施しなくてはならない。また、使用圧力が一定の圧力以上の発電設備等について、設置者は定期安全管理検査を実施しなくてはならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、構造改革特別区域内において、次の1. に定める条件を満たす研究開発用温泉熱利用発電設備（汽力（温泉熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備であって研究開発の用に供するもの）を設置する必要があると認めて、構造改革特別区域計画に次の2. の事項を記載し、法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該研究実施期間に限り、当該設備は工事計画の届出、使用前安全管理検査、溶接自主検査及び定期安全管理検査を必要としない設備とすることができる。 1. 条件 （1）出力が10キロワット未満であること。 （2）最高使用圧力が5メガパスカル未満であること。 （3）最高使用温度が100度未満であること。 （4）電線路（当該設備が発電に係る電氣を受電するための電線路を除く。）により当該設備を設置する構内以外の電氣工作物と電氣的に接続されていないこと。 2. 構造改革特別区域計画に定める事項 （1）以下に掲げる研究事業の概要 ①当該設備を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②研究開発を実施する期間 ③当該設備を設置する位置 ④熱媒体の種類 （2）当該設備が電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを確認するために設置される次に掲げる分野の専門家により構成される委員会に関する事項 ①機械工学 ②材料工学 ③電氣工学 ④化学工学 （3）保安上必要な措置として、当該設備について、電気事業法施行規則第50条第3項に掲げる事項に相当する事項
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、上記「特例措置の内容」に記載されている2. の内容により、現行と同等の安全性を確保する体制及び方策が確保されていること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

別紙 8

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注) 「市町村」には、特別区を含む。

番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1219	特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業	港湾施設である道路において保安基準に一部適合しない特殊な大型輸送用車両を用いる場合、当該車両が通行可能となるよう、車両の寸法や重量等について保安基準を緩和することができる。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示(平成15年9月26日国土交通省告示第1320号) 「基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)」の一部改正について(令和5年3月31日国自技環第205号)	令和5年3月31日施行(措置済)	国土交通省

別紙 9

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注) 「市町村」には、特別区を含む。

番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部／ 一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1308	特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業	人の健康の保持又は生活環境の保全上支障が生じない場合、特別管理産業廃棄物(廃酸など)の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることを可能とする。	全部	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。	廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則(昭和46年厚生省令第35号)	令和5年度中	環境省

参考資料

構造改革特別区域基本方針の一部変更について

下線：変更箇所

変 更	現行（令和 4 年 10 月 7 日最終改正）																								
構造改革特別区域基本方針 平成 15 年 1 月 24 日閣議決定 (略) <u>令和 5 年 8 月 25 日一部変更</u> 別表 1 101～413 （略） <table><tr><td>番号</td><td>504</td></tr><tr><td>特定事業の名称</td><td>特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業</td></tr><tr><td>措置区分</td><td>通達</td></tr><tr><td>特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項</td><td>なし</td></tr><tr><td>特例措置を講ずべき法令等の現行規定</td><td>なし</td></tr><tr><td>特例措置の内容</td><td>地方公共団体が次のいずれにも適合すると認めて内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、特区内において、当該特区の特定事業若しくはその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人又は当該外国人の家族に係る在留資格認定証明書交付申請、資</td></tr></table>	番号	504	特定事業の名称	特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業	措置区分	通達	特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	なし	特例措置を講ずべき法令等の現行規定	なし	特例措置の内容	地方公共団体が次のいずれにも適合すると認めて内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、特区内において、当該特区の特定事業若しくはその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人又は当該外国人の家族に係る在留資格認定証明書交付申請、資	構造改革特別区域基本方針 平成 15 年 1 月 24 日閣議決定 (略) <u>令和 4 年 10 月 7 日一部変更</u> 別表 1 101～413 （略） <table><tr><td>番号</td><td>504</td></tr><tr><td>特定事業の名称</td><td>特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業</td></tr><tr><td>措置区分</td><td>通達</td></tr><tr><td>特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項</td><td>なし</td></tr><tr><td>特例措置を講ずべき法令等の現行規定</td><td>なし</td></tr><tr><td>特例措置の内容</td><td>地方公共団体が次のいずれにも適合すると認めて内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、特区内において、当該特区の特定事業若しくはその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人又は当該外国人の家族に係る在留資格認定証明書交付申請、資</td></tr></table>	番号	504	特定事業の名称	特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業	措置区分	通達	特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	なし	特例措置を講ずべき法令等の現行規定	なし	特例措置の内容	地方公共団体が次のいずれにも適合すると認めて内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、特区内において、当該特区の特定事業若しくはその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人又は当該外国人の家族に係る在留資格認定証明書交付申請、資
番号	504																								
特定事業の名称	特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業																								
措置区分	通達																								
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	なし																								
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	なし																								
特例措置の内容	地方公共団体が次のいずれにも適合すると認めて内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、特区内において、当該特区の特定事業若しくはその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人又は当該外国人の家族に係る在留資格認定証明書交付申請、資																								
番号	504																								
特定事業の名称	特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業																								
措置区分	通達																								
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	なし																								
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	なし																								
特例措置の内容	地方公共団体が次のいずれにも適合すると認めて内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、特区内において、当該特区の特定事業若しくはその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人又は当該外国人の家族に係る在留資格認定証明書交付申請、資																								

	格外活動許可申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請及び在留資格取得許可申請につき、審査を担当する<u>地方出入国在留管理局</u>において、特に迅速な審査が行われるように、他の案件と区別して優先的に処理する。 １．本事業は単独で行われるものではなく、他の特定事業と併せて実施されるものであること。 ２．本事業と併せて実施される他の特定事業又はその関連事業が、これらの事業の遂行に必要な業務に外国人が従事する又は従事することが予定されているものであること。 ３．本事業の対象となる特定事業又はその関連事業の名称、実施主体及び開始時期並びに外国人が実際に活動する公私の機関及びその施設の名称、所在地及び当該活動の内容が、構造改革特別区域計画において明示されていること。		格外活動許可申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請及び在留資格取得許可申請につき、審査を担当する<u>地方入国管理局</u>において、特に迅速な審査が行われるように、他の案件と区別して優先的に処理する。 １．本事業は単独で行われるものではなく、他の特定事業と併せて実施されるものであること。 ２．本事業と併せて実施される他の特定事業又はその関連事業が、これらの事業の遂行に必要な業務に外国人が従事する又は従事することが予定されているものであること。 ３．本事業の対象となる特定事業又はその関連事業の名称、実施主体及び開始時期並びに外国人が実際に活動する公私の機関及びその施設の名称、所在地及び当該活動の内容が、構造改革特別区域計画において明示されていること。
同意の要件	特になし	同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし	特例措置に伴い必要となる手続き	特になし
505 （略）		505 （略）	
番号	512	番号	512
特定事業の名称	地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業	特定事業の名称	地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業
措置区分	通達	措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	入国・在留審査要領（平成15年９月10日法務省管在第5329号）第12編第2章第16節	特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	入国・在留審査要領（平成15年９月10日法務省管在第5329号）第12編第2章第16節

特例措置を講ずべき法令等の現行規定	「企業内転勤」の在留資格は、本邦に事業所が存在することが前提となつていところ、新たに开店等をする場合において、当該事業所として使用する施設が、地方公共団体等から当該外国人が稼働する外国企業に対し提供された施設である場合には、当該活動の拠点となる事業所の確保が確実で当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとみなすこととなっている。	特例措置を講ずべき法令等の現行規定	「企業内転勤」の在留資格は、本邦に事業所が存在することが前提となつていところ、新たに开店等をする場合において、当該事業所として使用する施設が、地方公共団体等から当該外国人が稼働する外国企業に対し提供された施設である場合には、当該活動の拠点となる事業所の確保が確実で当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとみなすこととなっている。
特例措置の内容	１．地方公共団体が、その設定する特区が次のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、本邦に上陸しようとする外国人から、当該外国人が稼働する外国企業に対して地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸する施設を事業所として使用し、外国企業の支店等開設準備に係る活動であつて「企業内転勤」の在留資格に係る活動を行うものとして、在留資格認定証明書の交付の申請があり、かつ、それが当該在留資格に係る上陸許可基準に適合している場合には、当該活動の拠点となる事業所の確保が確実で当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとして、当該認定証明書を交付することができる。 （１）外国企業（地方公共団体において、事業の実施が確実で当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認める外国企業に限る。）が本邦において事業を行う拠点となる当該特区内の事業所の確保を支援するため、当該外国企業に対して当該特区においてその事業の用に供する施設を地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸するための必要な措置が講じられていること。 （２）当該特区において、投資活動を行う外国企業が相当程度集積するものと見込まれること。	特例措置の内容	１．地方公共団体が、その設定する特区が次のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、本邦に上陸しようとする外国人から、当該外国人が稼働する外国企業に対して地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸する施設を事業所として使用し、外国企業の支店等開設準備に係る活動であつて「企業内転勤」の在留資格に係る活動を行うものとして、在留資格認定証明書の交付の申請があり、かつ、それが当該在留資格に係る上陸許可基準に適合している場合には、当該活動の拠点となる事業所の確保が確実で当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとして、当該認定証明書を交付することができる。 （１）外国企業（地方公共団体において、事業の実施が確実で当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認める外国企業に限る。）が本邦において事業を行う拠点となる当該特区内の事業所の確保を支援するため、当該外国企業に対して当該特区においてその事業の用に供する施設を地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸するための必要な措置が講じられていること。 （２）当該特区において、投資活動を行う外国企業が相当程度集積するものと見込まれること。

	(3) 当該特区において外国企業が集積することにより、当該外国企業が実施する事業が属する分野の産業の発展が相当程度見込まれること。 2. 上記1. の申請をする地方公共団体は、上記1. (1) の施設を転貸する機関が当該地方公共団体以外の機関である場合には、当該機関を特定しなければならない。 3. 上記1. (1) の規定により、地方公共団体において施設の指定を行った上で、次に掲げる①から⑤の要件を満たさなければならない。さらに、地方公共団体等が賃借している施設につき、更に外国企業に転貸する場合においては、①から⑤に加えて⑥の要件も満たさなければならない。 【要件】 ①賃貸借が可能である施設が存在していること（ただし、居住することを前提とした施設等、事業所として継続的に事業を行っていくことが不適切であるものは除く。）。 ②地方公共団体が当該施設を事業拠点として指定する場合には、あらかじめ、当該施設の所有者及び外国法人から、当該施設につき賃貸借契約を行う意思を記した誓約書等を地方公共団体に提出させること。 ③本邦に入国後、当該賃貸借契約を行った場合には、当該外国企業は、速やかに地方公共団体を通じて契約書の写しを<u>地方出入国在留管理局</u>へ提出すること。また、指定された施設を使用しない場合、又は使用することができなくなった場合においては、地方公共団体において代替となる施設をあっせんする等、事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置を講ずること。 ④本邦に入国後、3 か月以内に事業所を設けて事業を開始することとし、地方公共団体は、当該事業の開始後1 週間以内に<u>地方出入国在留管</u>		(3) 当該特区において外国企業が集積することにより、当該外国企業が実施する事業が属する分野の産業の発展が相当程度見込まれること。 2. 上記1. の申請をする地方公共団体は、上記1. (1) の施設を転貸する機関が当該地方公共団体以外の機関である場合には、当該機関を特定しなければならない。 3. 上記1. (1) の規定により、地方公共団体において施設の指定を行った上で、次に掲げる①から⑤の要件を満たさなければならない。さらに、地方公共団体等が賃借している施設につき、更に外国企業に転貸する場合においては、①から⑤に加えて⑥の要件も満たさなければならない。 【要件】 ①賃貸借が可能である施設が存在していること（ただし、居住することを前提とした施設等、事業所として継続的に事業を行っていくことが不適切であるものは除く。）。 ②地方公共団体が当該施設を事業拠点として指定する場合には、あらかじめ、当該施設の所有者及び外国法人から、当該施設につき賃貸借契約を行う意思を記した誓約書等を地方公共団体に提出させること。 ③本邦に入国後、当該賃貸借契約を行った場合には、当該外国企業は、速やかに地方公共団体を通じて契約書の写しを<u>地方入国管理局</u>へ提出すること。また、指定された施設を使用しない場合、又は使用することができなくなった場合においては、地方公共団体において代替となる施設をあっせんする等、事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置を講ずること。 ④本邦に入国後、3 か月以内に事業所を設けて事業を開始することとし、地方公共団体は、当該事業の開始後1 週間以内に<u>地方入国管理局</u>に
--	---	--	--

	<u>理局</u>に報告を行うこと。 ⑤当該期間内に事業を開始しない場合は、地方公共団体は、当該外国人の所在を確認の上、速やかに<u>地方出入国在留管理局</u>に報告するとともに、当該外国人に対して帰国を求め、さらに、当該<u>地方出入国在留管理局</u>の措置等により当該外国人が帰国することとなった場合においては、帰国旅費を調達するに必要な協力等、帰国するための協力を行うこと。 ⑥施設の所有者と地方公共団体等における、当該施設に係る転貸借の契約書等の写しを<u>地方出入国在留管理局</u>に提出すること。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

707（708） ・ 709（710、711） （略）

番号	712
特定事業の名称	清酒の製造場における製造体験事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目（第3条第7号から第23号までに掲げる酒類の区分をいう。以下同じ。）別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許（以下「製造免許」という。）を受けなければならない。ただし、酒類の製造免許を受けた者（以下「酒類製

	報告を行うこと。 ⑤当該期間内に事業を開始しない場合は、地方公共団体は、当該外国人の所在を確認の上、速やかに<u>地方入国管理局</u>に報告するとともに、当該外国人に対して帰国を求め、さらに、当該<u>地方入国管理局</u>の措置等により当該外国人が帰国することとなった場合においては、帰国旅費を調達するに必要な協力等、帰国するための協力を行うこと。 ⑥施設の所有者と地方公共団体等における、当該施設に係る転貸借の契約書等の写しを<u>地方入国管理局</u>に提出すること。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

707（708） ・ 709（710、711） （略）

番号	712
特定事業の名称	清酒の製造場における製造体験事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目（第3条第7号から第23号までに掲げる酒類の区分をいう。以下同じ。）別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許（以下「製造免許」という。）を受けなければならない。ただし、酒類の製造免許を受けた者（以下「酒類製

	造者」という。)が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の原料と するため製造する酒類については、この限りでない。		造者」という。)が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の原料と するため製造する酒類については、この限りでない。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において酒税法第7条第1項の規定により清酒（同法第3条第7号に規定する清酒をいう。以下この表において同じ。）の製造免許を受けた者（以下この表において「清酒製造者」という。）が、当該構造改革特別区域の魅力の増進に資する施設（以下この表において「特定施設」という。）において、清酒の製造体験の機会を提供することを通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた当該構造改革特別区域計画（構造改革特別区域法第6条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に定められた同法別表第17号に掲げる特定事業の実施主体である当該清酒製造者（以下この表において「認定計画特定清酒製造者」という。）が、当該構造改革特別区域内に所在する当該認定計画特定清酒製造者が清酒の製造免許を受けた製造場（酒税法第28条第6項及び第28条の3第4項、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第87条の6第9項並びに沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）第81条第1項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所並びに既に本特例措置の適用を受けている製造場を除く。以下この表において「既存の製造場」という。）の所在地の所轄税務署長に申請をし、その承認を受けた場合には、当該構造改革特別区域内に所在する一の場所（当該構造改革特別区域計画に定められた当該特定施設（下記7（3）において「認定計画特定施設」という。）内の場所に限るものとし、政令で定める場所を除く。）については、当該既存の製造場と一の清酒の製造場とみなして、酒税法その他酒税又は酒税の保全に関する法令の規定を適用する。	特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において酒税法第7条第1項の規定により清酒（同法第3条第7号に規定する清酒をいう。以下この表において同じ。）の製造免許を受けた者（以下この表において「清酒製造者」という。）が、当該構造改革特別区域の魅力の増進に資する施設（以下この表において「特定施設」という。）において、清酒の製造体験の機会を提供することを通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた当該構造改革特別区域計画（構造改革特別区域法第6条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に定められた同法別表第17号に掲げる特定事業の実施主体である当該清酒製造者（以下この表において「認定計画特定清酒製造者」という。）が、当該構造改革特別区域内に所在する当該認定計画特定清酒製造者が清酒の製造免許を受けた製造場（酒税法第28条第6項及び第28条の3第4項、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第87条の6第8項並びに沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）第81条第1項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所並びに既に本特例措置の適用を受けている製造場を除く。以下この表において「既存の製造場」という。）の所在地の所轄税務署長に申請をし、その承認を受けた場合には、当該構造改革特別区域内に所在する一の場所（当該構造改革特別区域計画に定められた当該特定施設（下記7（3）において「認定計画特定施設」という。）内の場所に限るものとし、政令で定める場所を除く。）については、当該既存の製造場と一の清酒の製造場とみなして、酒税法その他酒税又は酒税の保全に関する法令の規定を適用する。

	2. 本特例措置の承認の申請があった場合において、当該申請をした者又は当該承認を受けようとする場所について、酒税の取締り上不相当と認められ、又は清酒の製造体験に係る設備が不十分と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。 3. 本特例措置の承認を受けた者は、当該承認に係る既存の製造場（以下この表において「主製造場」という。）と本特例措置の適用により主製造場と一の清酒の製造場とみなされた場所（以下この表において「体験製造場」という。）との間で酒母（酒税法第3条第24号に規定する酒母をいう。下記7（4）及び8において同じ。）又はもろみ（同条第25号に規定するもろみをいう。下記7（4）及び8において同じ。）を移動しようとする場合には、その旨を当該承認をした税務署長に届け出なければならない。 4. 体験製造場から移出した酒類に係る酒税の納税地は、酒税法第53条の規定にかかわらず、当該体験製造場に係る主製造場の所在地とする。 5. 本特例措置の承認を受けた者が体験製造場において酒類を製造し、又は移出した場合における酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第9条第1項、第14条第1項及び第2項並びに第86条の5の規定の適用については、当該体験製造場において製造し、又は移出した酒類を当該体験製造場に係る主製造場において製造し、又は移出したものとみなす。 6. 税務署長は、本特例措置の承認を受けた者又は体験製造場について、酒税の取締り上不相当と認められ、又は清酒の製造体験に係る設備が不十分と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。 7. 次の（1）から（10）までに掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該（1）から（10）までに定める日に、本特例措置の承認は、その効力を失う。 この場合において、当該承認に係る者又はその相続人（包括受遺者を含む。下		2. 本特例措置の承認の申請があった場合において、当該申請をした者又は当該承認を受けようとする場所について、酒税の取締り上不相当と認められ、又は清酒の製造体験に係る設備が不十分と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。 3. 本特例措置の承認を受けた者は、当該承認に係る既存の製造場（以下この表において「主製造場」という。）と本特例措置の適用により主製造場と一の清酒の製造場とみなされた場所（以下この表において「体験製造場」という。）との間で酒母（酒税法第3条第24号に規定する酒母をいう。下記7（4）及び8において同じ。）又はもろみ（同条第25号に規定するもろみをいう。下記7（4）及び8において同じ。）を移動しようとする場合には、その旨を当該承認をした税務署長に届け出なければならない。 4. 体験製造場から移出した酒類に係る酒税の納税地は、酒税法第53条の規定にかかわらず、当該体験製造場に係る主製造場の所在地とする。 5. 本特例措置の承認を受けた者が体験製造場において酒類を製造し、又は移出した場合における酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第9条第1項、第14条第1項及び第2項並びに第86条の5の規定の適用については、当該体験製造場において製造し、又は移出した酒類を当該体験製造場に係る主製造場において製造し、又は移出したものとみなす。 6. 税務署長は、本特例措置の承認を受けた者又は体験製造場について、酒税の取締り上不相当と認められ、又は清酒の製造体験に係る設備が不十分と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。 7. 次の（1）から（10）までに掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該（1）から（10）までに定める日に、本特例措置の承認は、その効力を失う。 この場合において、当該承認に係る者又はその相続人（包括受遺者を含む。下
--	--	--	--

	記9において同じ。)は、(1)から(5)までに掲げる場合(4)に掲げる場合にあつては、(4)に規定する製造免許を与えた税務署長と当該承認をした税務署長とが異なる場合に限る。)のいずれかに該当するときは、遅滞なく(5)にあつては、体験製造場において清酒の製造を廃止するときまでに)、その旨を当該承認をした税務署長に届け出なければならない。 (1) 構造改革特別区域法第9条第1項の規定により本特例措置の認定が取り消された場合 当該認定が取り消された日 (2) 本特例措置の承認を受けた者が認定計画特定清酒製造者でなくなった場合(1)に該当する場合を除く。) 当該承認を受けた者が認定計画特定清酒製造者でなくなった日 (3) 体験製造場の所在する特定施設が認定計画特定施設でなくなった場合(1)に該当する場合を除く。) 当該特定施設が認定計画特定施設でなくなった日 (4) 本特例措置の承認を受けた者が体験製造場について酒税法第7条第1項又は第8条の規定により酒類又は酒母若しくはもろみの製造免許を受けた場合 当該承認を受けた者が当該製造免許を受けた日の前日 (5) 体験製造場における清酒の製造を廃止した場合 当該清酒の製造を廃止した日 (6) 酒税法第7条第4項の規定により本特例措置の承認を受けた者の主製造場に係る清酒の製造免許に付された期限(同条第5項の規定により当該期限が延長された場合には、その延長後の期限。下記8(1)において同じ。)が経過した場合 当該期限が経過した日の前日 (7) 主製造場に係る清酒の製造免許が酒税法第12条の規定により取り消され、又は同法第17条第1項の規定による申請に基づき取り消された場合 当該清酒の製造免許が取り消された日		記9において同じ。)は、(1)から(5)までに掲げる場合(4)に掲げる場合にあつては、(4)に規定する製造免許を与えた税務署長と当該承認をした税務署長とが異なる場合に限る。)のいずれかに該当するときは、遅滞なく(5)にあつては、体験製造場において清酒の製造を廃止するときまでに)、その旨を当該承認をした税務署長に届け出なければならない。 (1) 構造改革特別区域法第9条第1項の規定により本特例措置の認定が取り消された場合 当該認定が取り消された日 (2) 本特例措置の承認を受けた者が認定計画特定清酒製造者でなくなった場合(1)に該当する場合を除く。) 当該承認を受けた者が認定計画特定清酒製造者でなくなった日 (3) 体験製造場の所在する特定施設が認定計画特定施設でなくなった場合(1)に該当する場合を除く。) 当該特定施設が認定計画特定施設でなくなった日 (4) 本特例措置の承認を受けた者が体験製造場について酒税法第7条第1項又は第8条の規定により酒類又は酒母若しくはもろみの製造免許を受けた場合 当該承認を受けた者が当該製造免許を受けた日の前日 (5) 体験製造場における清酒の製造を廃止した場合 当該清酒の製造を廃止した日 (6) 酒税法第7条第4項の規定により本特例措置の承認を受けた者の主製造場に係る清酒の製造免許に付された期限(同条第5項の規定により当該期限が延長された場合には、その延長後の期限。下記8(1)において同じ。)が経過した場合 当該期限が経過した日の前日 (7) 主製造場に係る清酒の製造免許が酒税法第12条の規定により取り消され、又は同法第17条第1項の規定による申請に基づき取り消された場合 当該清酒の製造免許が取り消された日
--	---	--	---

	(8) 本特例措置の承認を受けた者（法人に限る。）の合併又は解散により主製造場に係る清酒の製造免許が消滅した場合 当該清酒の製造免許が消滅した日 (9) 本特例措置の承認を受けた者（個人に限る。）が死亡した場合 当該承認を受けた者が死亡した日 (10) 酒税法第 16 条第 1 項の規定により許可を受けて主製造場を移転した場合 当該主製造場を移転した日 8. 次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときは、その該当することとなった時に当該酒類又は酒母若しくはもろみ（以下この表において「酒類等」という。）をその体験製造場から移出したものとみなして、酒税法その他酒税又は酒税の保全に関する法令の規定を適用する。この場合において、酒母又はもろみは、その他の醸造酒（酒税法第 3 条第 19 号に規定するその他の醸造酒をいう。以下この表において同じ。）とみなし、酒母又はもろみの製造者は、その他の醸造酒の製造者とみなす。 （１）上記 7 の規定により本特例措置の承認が失効した場合において、当該承認に係る酒類等（酒税法第 7 条第 1 項ただし書又は第 8 条ただし書の規定の適用を受けたものを含む。（２）において同じ。）がその体験製造場に現存するとき（（３）に該当する場合を除く。）。ただし、下記 9 の規定により酒類（清酒に限る。）の製造又は販売の継続を認められた場合（上記 7（６）又は（７）に該当する場合にあっては、7（６）の期限の経過又は同法第 17 条第 1 項の規定による申請に基づく製造免許の取消しと同時に同法第 20 条第 1 項の規定により清酒の販売の継続を認められた場合に限る。）を除く。 （２）上記 6 の規定により本特例措置の承認が取り消された場合において、当該承認に係る酒類等がその体験製造場に現存するとき（（３）に該当する場合を除く。）。		(8) 本特例措置の承認を受けた者（法人に限る。）の合併又は解散により主製造場に係る清酒の製造免許が消滅した場合 当該清酒の製造免許が消滅した日 (9) 本特例措置の承認を受けた者（個人に限る。）が死亡した場合 当該承認を受けた者が死亡した日 (10) 酒税法第 16 条第 1 項の規定により許可を受けて主製造場を移転した場合 当該主製造場を移転した日 8. 次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときは、その該当することとなった時に当該酒類又は酒母若しくはもろみ（以下この表において「酒類等」という。）をその体験製造場から移出したものとみなして、酒税法その他酒税又は酒税の保全に関する法令の規定を適用する。この場合において、酒母又はもろみは、その他の醸造酒（酒税法第 3 条第 19 号に規定するその他の醸造酒をいう。以下この表において同じ。）とみなし、酒母又はもろみの製造者は、その他の醸造酒の製造者とみなす。 （１）上記 7 の規定により本特例措置の承認が失効した場合において、当該承認に係る酒類等（酒税法第 7 条第 1 項ただし書又は第 8 条ただし書の規定の適用を受けたものを含む。（２）において同じ。）がその体験製造場に現存するとき（（３）に該当する場合を除く。）。ただし、下記 9 の規定により酒類（清酒に限る。）の製造又は販売の継続を認められた場合（上記 7（６）又は（７）に該当する場合にあっては、7（６）の期限の経過又は同法第 17 条第 1 項の規定による申請に基づく製造免許の取消しと同時に同法第 20 条第 1 項の規定により清酒の販売の継続を認められた場合に限る。）を除く。 （２）上記 6 の規定により本特例措置の承認が取り消された場合において、当該承認に係る酒類等がその体験製造場に現存するとき（（３）に該当する場合を除く。）。
--	---	--	---

	（３）上記６の規定により本特例措置の承認が取り消された者又は酒税法第12条の規定により主製造場に係る清酒の製造免許を取り消された者が下記９の規定の適用を受けてその体験製造場において清酒を製成したとき。 ９．上記６又は７の規定により本特例措置の承認が取り消され、又は失効した場合において、当該体験製造場に半製品又は酒類が現存するときは、税務署長は、当該承認に係る者（合併により清酒の製造免許が消滅した場合で合併後存続する法人又は合併により設立した法人が清酒の製造免許を受けないときは当該法人を含み、上記７（６）から（８）までに該当する場合にあっては酒税法第20条第１項の規定の適用がある者に限る。）又はその相続人（同法第19条第２項又は第20条第１項の規定の適用がある者に限る。）の申請により、期間を指定し、当該酒類（清酒に限る。以下９において同じ。）の製造又は販売を継続させることができる。この場合において、当該酒類の処分又はその体験製造場からの移出が完了し、及びその酒税が完納されるまでの間は、これらの者を本特例措置の承認を受けた認定計画特定清酒製造者とみなして、この表（上記２、６及び７を除く。）の規定を適用する。		（３）上記６の規定により本特例措置の承認が取り消された者又は酒税法第12条の規定により主製造場に係る清酒の製造免許を取り消された者が下記９の規定の適用を受けてその体験製造場において清酒を製成したとき。 ９．上記６又は７の規定により本特例措置の承認が取り消され、又は失効した場合において、当該体験製造場に半製品又は酒類が現存するときは、税務署長は、当該承認に係る者（合併により清酒の製造免許が消滅した場合で合併後存続する法人又は合併により設立した法人が清酒の製造免許を受けないときは当該法人を含み、上記７（６）から（８）までに該当する場合にあっては酒税法第20条第１項の規定の適用がある者に限る。）又はその相続人（同法第19条第２項又は第20条第１項の規定の適用がある者に限る。）の申請により、期間を指定し、当該酒類（清酒に限る。以下９において同じ。）の製造又は販売を継続させることができる。この場合において、当該酒類の処分又はその体験製造場からの移出が完了し、及びその酒税が完納されるまでの間は、これらの者を本特例措置の承認を受けた認定計画特定清酒製造者とみなして、この表（上記２、６及び７を除く。）の規定を適用する。
同意の要件	特になし	同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き		特例措置に伴い必要となる手続き	
811～822（略）		811～822（略）	
番号	830	番号	830
特定事業の名称	市町村教育委員会による特別免許状授与事業	特定事業の名称	市町村教育委員会による特別免許状授与事業
措置区分	法律	措置区分	法律

特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	教育職員免許法第2条第2項、第5条第<u>6項</u>、第9条第2項、第20条、<u>別表第3</u> <u>教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第15条第2項、第22条第2項</u>	特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	教育職員免許法第2条第2項、第5条第<u>7項</u>、第9条第2項及び第5項、第20条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	・免許状の授与権者は都道府県教育委員会とされている。 ・特別免許状は授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。 ・免許状の免許管理者は都道府県教育委員会とされている。 ・免許状に関して必要な事項は、教育職員免許法等のほか、都道府県教育委員会規則で定める。 ・<u>都道府県教育委員会は、当該都道府県において教育職員の免許状を有する者が特定免許状失効者等となったときは、特定免許状失効者等に関する情報を国が整備したデータベースに迅速に記録すること等とされている。</u> ・<u>都道府県教育委員会は、特定免許状失効者等に再び免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならないとされている。</u>	特例措置を講ずべき法令等の現行規定	・免許状の授与権者は都道府県教育委員会とされている。 ・特別免許状は授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。 ・免許状の免許管理者は都道府県教育委員会とされている。 ・免許状に関して必要な事項は、教育職員免許法等のほか、都道府県教育委員会規則で定める。

特例措置の内容	1. 市町村の教育委員会が、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項に規定する特別の事情、同法第 13 条第 1 項に規定する特別の需要その他当該市町村が設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情に対応するため、以下の（1）から（3）に掲げる者に特別免許状を授与する必要があると認める場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、教育職員免許法第 2 条第 2 項、第 5 条第 6 項、第 9 条第 2 項、第 20 条及び別表第 3、並びに教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第 15 条第 2 項及び第 22 条第 2 項は、以下のとおりとする。 （1）構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第 4 条第 1 項の規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置会社が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者 （2）同法第 13 条第 1 項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第 4 条第 1 項の規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置非営利法人が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者 （3）その他その設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情により、市町村がその給料その他の給与又は報酬等を負担して、当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者 ○教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号） 第 2 条第 2 項 この法律で「免許管理者」とは、免許状（構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 19 条第 1 項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状（以下「特例特別免許状」という。）を除く。）を有する者が教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者である場合にあってはその者の勤務地の都道府県	特例措置の内容	1. 市町村の教育委員会が、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項に規定する特別の事情、同法第 13 条第 1 項に規定する特別の需要その他当該市町村が設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情に対応するため、以下の（1）から（3）に掲げる者に特別免許状を授与する必要があると認める場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、教育職員免許法第 2 条第 2 項、第 5 条第 7 項、第 9 条第 2 項並びに第 5 項、第 20 条及び別表第 3 は、以下のとおりとする。 （1）構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第 4 条第 1 項の規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置会社が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者 （2）同法第 13 条第 1 項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第 4 条第 1 項の規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置非営利法人が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者 （3）その他その設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情により、市町村がその給料その他の給与又は報酬等を負担して、当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者 第 2 条第 2 項 この法律で「免許管理者」とは、免許状（構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 19 条第 1 項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状（以下「特例特別免許状」という。）を除く。）を有する者が教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者である場合にあってはその者の勤務地の都道府県
----------------	--	----------------	---

	委員会、これらの者以外の者である場合にあってはその者の住所地の都道府県 の教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあっては その免許状を授与した市町村の教育委員会をいう。 第 5 条第 6 項 免許状は、都道府県の教育委員会（特例特別免許状にあつて は、構造改革特別区域法第 19 条第 1 項の規定による認定を受けた市町村の教 育委員会。以下「授与権者」という。）が授与する。 第 9 条第 2 項 特別免許状（特例特別免許状を除く。）は、その免許状を授与 した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。ただし、特例 特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる市町村においての み効力を有する。 第 20 条 免許状に関し必要な事項は、この法律及びこの法律施行のために発 する法令で定めるものを除くほか、都道府県の教育委員会規則（特例特別免 許状にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則）で定める。 別表第 3 の規定中「特別免許状」から特例特別免許状を除く。 <u>○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和 3 年法律 第 57 号）</u>		委員会、これらの者以外の者である場合にあってはその者の住所地の都道府 県の教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあっては その免許状を授与した市町村の教育委員会をいう。 第 5 条第 7 項 免許状は、都道府県の教育委員会（特例特別免許状にあつて は、構造改革特別区域法第 19 条第 1 項の規定による認定を受けた市町村の教 育委員会。以下「授与権者」という。）が授与する。 第 9 条第 2 項 特別免許状（特例特別免許状を除く。）は、<u>その授与の日の翌 日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、</u>その免許状を授 与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。ただし、特 例特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる市町村において のみ効力を有する。 第 9 条第 5 項 普通免許状又は特別免許状（特例特別免許状を除く。）を二以 上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第 1 項、第 2 項及び前項並 びに次条第 4 項及び第 5 項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこ れらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとし、特例特別 免許状（同一の授与権者により授与されたものに限る。）を二以上有する者の 当該二以上の免許状の有効期間は、第 2 項並びに次条第 4 項及び第 5 項の規 定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満 了の日のうち最も遅い日までとする。 第 20 条 免許状に関し必要な事項は、この法律及びこの法律施行のために発 する法令で定めるものを除くほか、都道府県の教育委員会規則（特例特別免 許状にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則）で定める。 別表第 3 の規定中「特別免許状」から特例特別免許状を除く。
--	---	--	---

	<u>第 15 条第 2 項 都道府県教育委員会(構造改革特別区域法第 19 条第 1 項の規定による認定を受けた市町村(以下この項及び第 22 条第 2 項において「認定市町村」という。))の教育委員会を含む。以下同じ。)</u>は、当該都道府県(認定市町村においては当該認定市町村)において教育職員の免許状を有する者が特定免許状失効者等となったときは、前項の情報を同項のデータベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずるものとする。 <u>第 22 条第 2 項 都道府県教育委員会(認定市町村の教育委員会を含む。)</u>は、前項の規定(※1)により再び免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育職員免許状再授与審査会(認定市町村においては市町村教育職員免許状再授与審査会。次条(※2)において同じ。)の意見を聴かなければならない。 ※1 <u>第 22 条 特定免許状失効者等(教育職員免許法第 5 条第 1 項各号のいずれかに該当する者を除く。)</u>については、その免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができる。 ※2 <u>第 23 条 前条第 2 項に規定する意見を述べる事務をつかさどらせるため、都道府県教育委員会に、都道府県教育職員免許状再授与審査会を置く。</u> <u>2 都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。</u> 2. 本事業により読み替えて適用する教育職員免許法第 5 条第 6 項の規定により市町村の教育委員会が特別免許状を授与したときは、当該市町村の教育		2. 本事業により読み替えて適用する教育職員免許法第 5 条第 7 項の規定により市町村の教育委員会が特別免許状を授与したときは、当該市町村の教育
--	---	--	--

	委員会は、遅滞なく、授与を受けた者の氏名及び職種並びに授与の目的、当該特別免許状に係る学校の種類及び教科その他文部科学省令で定める事項を当該市町村を包括する都道府県の教育委員会に通知しなければならない。 3. 構造改革特別区域法第9条第1項の規定により本事業の認定が取り消された場合であっても、本事業により読み替えて適用する教育職員免許法第5条第6項の規定により市町村の教育委員会が授与した特別免許状に係る授与権者及び免許管理者は、当該市町村の教育委員会とする。		委員会は、遅滞なく、授与を受けた者の氏名及び職種並びに授与の目的、当該特別免許状に係る学校の種類及び教科その他文部科学省令で定める事項を当該市町村を包括する都道府県の教育委員会に通知しなければならない。 3. 構造改革特別区域法第9条第1項の規定により本事業の認定が取り消された場合であっても、本事業により読み替えて適用する教育職員免許法第5条第7項の規定により市町村の教育委員会が授与した特別免許状に係る授与権者及び免許管理者は、当該市町村の教育委員会とする。
同意の要件	特になし	同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし	特例措置に伴い必要となる手続き	特になし
番号	832	番号	832
特定事業の名称	インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業	特定事業の名称	インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業
措置区分	省令	措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	大学設置基準第36条第1項 大学院設置基準第19条、第24条第1項及び第29条	特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	大学設置基準第36条第1項第2号及び第3号 大学院設置基準第19条、第24条第1項及び第29条

特例措置を講ずべき法令等の現行規定	大学設置基準 第 36 条 大学は、その組織及び規模に応じ、<u>教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。</u> <u>2 ～ 4 (略)</u> 大学院設置基準 第 19 条 大学院には、当該大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りではない。 第 24 条 独立大学院は、当該大学院の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有するものとする。 2 (略) 第 29 条 通信教育を行う課程を置く大学院は、<u>教育に支障のないよう、添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設を有するものとする。</u>	特例措置を講ずべき法令等の現行規定	大学設置基準 第 36 条 大学は、その組織及び規模に応じ、<u>少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。</u> <u>一 (略)</u> <u>二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）</u> <u>三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室</u> <u>2 ～ 6 (略)</u> 大学院設置基準 第 19 条 大学院には、当該大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りではない。 第 24 条 独立大学院は、当該大学院の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有するものとする。 2 (略) 第 29 条 通信教育を行う課程を置く大学院は、<u>添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。</u>
特例措置の内容	地方公共団体の設定する構造改革特別区域において、インターネット大学院大学の設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学設置基準第 36 条第 1 項並びに大学院設置基準第 19 条、第 24 条第 1 項及び第 29 条に規定する施設を備えなくても、インターネット大学院大学を設置することができる。この特例によって設置されたインターネット大	特例措置の内容	地方公共団体の設定する構造改革特別区域において、インターネット大学院大学の設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学設置基準第 36 条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに大学院設置基準第 19 条、第 24 条第 1 項及び第 29 条に規定する施設を備えなくても、インターネット大学院大学を設置することができる。この特例によって設置された

	学院大学が、当該大学の研究科等を新たに設置し、又は収容定員を変更する場合も、同様とする。		インターネット大学院大学が、当該大学の研究科等を新たに設置し、又は収容定員を変更する場合も、同様とする。
同意の要件	特になし	同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし	特例措置に伴い必要となる手続き	特になし
番号	834	番号	834
特定事業の名称	地方公共団体の長による学校施設の管理及び整備に関する事務の実施事業	特定事業の名称	地方公共団体の長による学校施設の管理及び整備に関する事務の実施事業
措置区分	法律	措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条、第 22 条等	特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条、第 22 条等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	学校施設の管理及び整備に関する事務については、地方公共団体の教育委員会が管理し、及び執行する。	特例措置を講ずべき法令等の現行規定	学校施設の管理及び整備に関する事務については、地方公共団体の教育委員会が管理し、及び執行する。
特例措置の内容	1．地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、当該地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校（学校教育法第 1 条に規定する学校をいい、大学を除く。）の校舎その他の施設（以下「 <u>学校施設</u> 」という。）並びに当該地方公共団体の長の所管に属する地方自治法第 244 条第 1 項に規定する公の施設（以下単に「公の施設」という。）の利用及び配置の状況その他の地域の事情に照らし、当該地方公共団体の長が学校施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行することが、学校施設及び公の施設の一体的な利用（学校施設を学校教育の目的以外の目的に使用すること	特例措置の内容	1．地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、当該地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校（学校教育法第 1 条に規定する学校をいい、大学を除く。 <u>以下「学校施設」という。</u> ）の校舎その他の施設（以下「 <u>学校等施設</u> 」という。）並びに当該地方公共団体の長の所管に属する地方自治法第 244 条第 1 項に規定する公の施設（以下単に「公の施設」という。）の利用及び配置の状況その他の地域の事情に照らし、当該地方公共団体の長が学校施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行することが、学校施設及び公の施設の一体的な利用（学校施設を学校教育の目的以

	を含む。)又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要であり、かつ、学校における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条及び第 22 条の規定にかかわらず、当該学校施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行する。この場合において、当該地方公共団体の長が管理する学校施設については、同法第 28 条の規定は、適用しない。 ２．認定を受けた地方公共団体について、学校の管理機関（管理者）として教育委員会のみを想定している社会教育法及び学校施設の確保に関する政令の規定に、当該地方公共団体の長を加える読替えを行う。		外の目的に使用することを含む。)又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要であり、かつ、学校における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条及び第 22 条の規定にかかわらず、当該学校施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行する。この場合において、当該地方公共団体の長が管理する学校施設については、同法第 28 条の規定は、適用しない。 ２．認定を受けた地方公共団体について、学校の管理機関（管理者）として教育委員会のみを想定している社会教育法及び学校施設の確保に関する政令の規定に、当該地方公共団体の長を加える読替えを行う。
同意の要件	特になし	同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	１．認定を受けた地方公共団体の長は、その管理し、及び執行する学校施設の管理及び整備に関する事務のうち学校における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。 ２．認定を受けた地方公共団体の長は、１．の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。	特例措置に伴い必要となる手続き	１．認定を受けた地方公共団体の長は、その管理し、及び執行する学校施設の管理及び整備に関する事務のうち学校における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。 ２．認定を受けた地方公共団体の長は、１．の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。
836～907-1 （略）		836～907-1 （略）	
番号	910	番号	910
特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業	特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
措置区分	法律	措置区分	法律

特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 7 項等	特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 6 項等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	営利を目的として、病院、診療所を開設しようとする者に対しては開設の許可を与えないことができる。	特例措置を講ずべき法令等の現行規定	営利を目的として、病院、診療所を開設しようとする者に対しては開設の許可を与えないことができる。
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域の事情から見て、医療保険各法による療養の給付等に該当しないものであって、厚生労働大臣が定める指針（※ 1）に適合する高度な医療（以下「高度医療」という。）の提供を促進することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、株式会社から医療法第 7 条第 1 項の規定により当該構造改革特別区域内における当該認定に係る高度医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設の許可の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる要件のすべてに適合すると認めるときは、都道府県知事等は、同条第 7 項の規定にかかわらず、同条第 1 項の許可を与えるものとする。 ① 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備及びその有する人員が、医療法の規定に基づく厚生労働省令で定める要件（※ 2）に適合するものであること。 ② 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員その他の事項が、当該申請に係る範囲の高度医療を提供するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準（※ 3）に適合するものであること。 ③ 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所を営む事業に係る経理が、当該株式会社の営む他の事業に係る経理と区分して整理されるもの	特例措置の内容 1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域の事情から見て、医療保険各法による療養の給付等に該当しないものであって、厚生労働大臣が定める指針（※ 1）に適合する高度な医療（以下「高度医療」という。）の提供を促進することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、株式会社から医療法第 7 条第 1 項の規定により当該構造改革特別区域内における当該認定に係る高度医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設の許可の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる要件のすべてに適合すると認めるときは、都道府県知事等は、同条第 6 項の規定にかかわらず、同条第 1 項の許可を与えるものとする。 ① 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備及びその有する人員が、医療法の規定に基づく厚生労働省令で定める要件（※ 2）に適合するものであること。 ② 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員その他の事項が、当該申請に係る範囲の高度医療を提供するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準（※ 3）に適合するものであること。 ③ 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所を営む事業に係る経理が、当該株式会社の営む他の事業に係る経理と区分して整理されるもの	

	であること。 2. 1. の規定により医療法第7条第1項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下「病院等開設会社」という。）が開設する病院又は診療所に関しては、医療法第6条の5第3項の規定にかかわらず、同法第6条の5第1項及び第2項並びに厚生労働省令で定めるところ（※4）により、許可に係る高度医療を提供している旨の広告（同法第6条の5第1項に規定する広告をいう。）をすることができる。 3. 病院等開設会社が開設する病院又は診療所の管理者は、許可に係る高度医療以外の医療を提供してはならない。ただし、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。 4. 厚生労働大臣は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第1項の規定にかかわらず、保険医療機関の指定の承認をしないものとする。 5. 医療保険者は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第63条第3項第2号の指定若しくは船員保険法（昭和14年法律第73号）第53条第6項第2号の指定をし、又は国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第55条第1項第2号の契約若しくは地方公務員等共済組合法第57条第1項第2号の契約をしてはならない。 ※1 平成15年6月27日に取りまとめられた「特区における株式会社の医療への参入に係る取り扱いについて（成案）」の別添においてガイドラインとして示されている内容に基づき規定している。具体的には、高度な医療を用いて行う倫理上及び安全上問題がないと認められる医療であって、次のいずれかに該当するもの。 ①特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画		であること。 2. 1. の規定により医療法第7条第1項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下「病院等開設会社」という。）が開設する病院又は診療所に関しては、医療法第6条の5第3項の規定にかかわらず、同法第6条の5第1項及び第2項並びに厚生労働省令で定めるところ（※4）により、許可に係る高度医療を提供している旨の広告（同法第6条の5第1項に規定する広告をいう。）をすることができる。 3. 病院等開設会社が開設する病院又は診療所の管理者は、許可に係る高度医療以外の医療を提供してはならない。ただし、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。 4. 厚生労働大臣は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第1項の規定にかかわらず、保険医療機関の指定又は特定承認保険医療機関の承認をしないものとする。 5. 医療保険者は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第63条第3項第2号の指定若しくは船員保険法（昭和14年法律第73号）第53条第6項第2号の指定をし、又は国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第55条第1項第2号の契約若しくは地方公務員等共済組合法第57条第1項第2号の契約をしてはならない。 ※1 平成15年6月27日に取りまとめられた「特区における株式会社の医療への参入に係る取り扱いについて（成案）」の別添においてガイドラインとして示されている内容に基づき規定している。具体的には、高度な医療を用いて行う倫理上及び安全上問題がないと認められる医療であって、次のいずれかに該当するもの。 ①特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画
--	--	--	--

	像診断 ②脊髄損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療 ③肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療 ④高度な技術を用いて行う美容外科医療 ⑤提供精子による体外受精 ⑥その他これらの医療に類する医療 ※2 具体的には、医療法第21条及び第23条の規定に基づき、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）で定める医師、歯科医師、看護師等の人員配置基準、各科専門の診察室等の施設基準、病室の床面積、階段、廊下等の幅、換気、採光等に関する構造設備基準等。 ※3 具体的には、当該申請に係る範囲の高度な医療を適切に提供するために必要な設備の設置、当該申請に係る範囲の高度な医療に関し必要な専門的知識及び経験を有する医師等の人員の配置、患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書の作成、当該申請に係る範囲の高度な医療に係る技術に関する専門家によって構成される倫理審査委員会の設置等について、指針で定める高度な医療の具体的な類型ごとに規定している。 ※4 医療法第6条の5第1項及び第2項の規定に加え、同項第4号の規定に基づく医療法施行規則第1条の9においても、広告の方法及び内容に関する基準（①患者その他の者（以下「患者等」という。）の主観又は伝聞に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談の広告をしてはならないこと。②治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等の広告をしてはならないこと。）を規定している。		像診断 ②脊髄損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療 ③肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療 ④高度な技術を用いて行う美容外科医療 ⑤提供精子による体外受精 ⑥その他これらの医療に類する医療 ※2 具体的には、医療法第21条及び第23条の規定に基づき、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）で定める医師、歯科医師、看護師等の人員配置基準、各科専門の診察室等の施設基準、病室の床面積、階段、廊下等の幅、換気、採光等に関する構造設備基準等。 ※3 具体的には、当該申請に係る範囲の高度な医療を適切に提供するために必要な設備の設置、当該申請に係る範囲の高度な医療に関し必要な専門的知識及び経験を有する医師等の人員の配置、患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書の作成、当該申請に係る範囲の高度な医療に係る技術に関する専門家によって構成される倫理審査委員会の設置等について、指針で定める高度な医療の具体的な類型ごとに規定している。 ※4 医療法第6条の5第1項及び第2項の規定に加え、同項第4号の規定に基づく医療法施行規則第1条の9においても、広告の方法及び内容に関する基準（①患者その他の者（以下「患者等」という。）の主観又は伝聞に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談の広告をしてはならないこと。②治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等の広告をしてはならないこと。）を規定している。
同意の要件	特になし	同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続	特になし	特例措置に伴い必要となる手続	特になし

き		き	
911-2（略）		911-2（略）	
番号	920	番号	920
特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	府令	措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 11 条第 1 項	特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 11 条第 1 項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	保育所における給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。	特例措置を講ずべき法令等の現行規定	保育所における給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	1 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における保育所について、次に掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、3 歳未満児に対して給食の外部搬入を行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 一 乳幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。	1 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における保育所について、次に掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、3 歳未満児に対して給食の外部搬入を行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 一 乳幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。	

	三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。 四 乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 ２ 外部搬入を実施するに当たっては、次の一から四までに留意すること。 一 外部搬入を実施する保育所においては、調理室として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有すること。 二 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準を遵守すること。 三 子どもの年齢、発達の段階や健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等子どもの食事の内容、回数や時機に適切に応じることができること。 四 食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するように努めること。 ※なお、平成 22 年 6 月 1 日より、3 歳以上児に対しては、公立・私立を問わず給食の外部搬入方式の採用が可能となっている。		三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者としてすること。 四 乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 ２ 外部搬入を実施するに当たっては、次の一から四までに留意すること。 一 外部搬入を実施する保育所においては、調理室として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有すること。 二 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準を遵守すること。 三 子どもの年齢、発達の段階や健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等子どもの食事の内容、回数や時機に適切に応じることができること。 四 食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するように努めること。 ※なお、平成 22 年 6 月 1 日より、3 歳以上児に対しては、公立・私立を問わず給食の外部搬入方式の採用が可能となっている。
同意の要件	特になし	同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし	特例措置に伴い必要となる手続き	特になし
927 （略）		927 （略）	

番号	939
特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	府令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 11 条第 1 項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	児童発達支援センターにおける給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における児童発達支援センターについて、次に掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る児童発達支援センターは、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入を行うことができる。この場合において、当該児童発達支援センターは、当該事業を実施することとしてもなお当該児童発達支援センターにおいて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 一 障害児に対する食事の提供の責任が当該児童発達支援センターにあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 二 当該児童発達支援センター又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 三 調理業務の受託者を、当該児童発達支援センターにおける給食の趣旨を

番号	939
特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 11 条第 1 項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	児童発達支援センターにおける給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における児童発達支援センターについて、次に掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る児童発達支援センターは、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入を行うことができる。この場合において、当該児童発達支援センターは、当該事業を実施することとしてもなお当該児童発達支援センターにおいて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 一 障害児に対する食事の提供の責任が当該児童発達支援センターにあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 二 当該児童発達支援センター又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 三 調理業務の受託者を、当該児童発達支援センターにおける給食の趣旨を

	十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 四 障害児の年齢、発達の段階、それぞれの障害の特性及び健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 五 食を通じた障害児の健全育成を図る観点から、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供しよう努めること。		十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 四 障害児の年齢、発達の段階、それぞれの障害の特性及び健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 五 食を通じた障害児の健全育成を図る観点から、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供しよう努めること。
同意の要件	特になし	同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし	特例措置に伴い必要となる手続き	特になし
941～1010 （略）		941～1010 （略）	
番号	1014	（追加）	
特定事業の名称	特定法人による農地取得事業		
措置区分	法律		
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項、同条第2項		
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	1. 農地又は採草放牧地について権利を取得するには、農業委員会の許可を受けなければならない。（農地法第3条第1項） 2. 法人による農地等の権利取得については、農地所有適格法人に限り認められている。（農地法第2条第3項、第3条第2項第2号）		
特例措置の内容	1. 地方公共団体が、その区域内において、農地等（構造改革特別区域		

	法（平成14年法律第189号。以下「法」という。）第24条第1項に規定する農地等をいう。）の効率的な利用を図る上で農業の担い手が著しく不足しており、かつ、従前の措置のみによっては耕作の目的に供されていない農地等その他その効率的な利用を図る必要がある農地等の面積が著しく増加するおそれがあることから、その設定する構造改革特別区域内において、農地等の効率的な利用を通じた地域の活性化を図るため農地所有適格法人以外の法人が農地等の所有権を取得して農業経営を行うことが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内にある農地等を管轄する農業委員会は、当該構造改革特別区域において農業経営を行おうとする当該法人のうち①～③に掲げる要件の全てを満たしているもの（以下「特定法人」という。）が当該構造改革特別区域内にある農地等について当該地方公共団体から所有権を取得しようとする場合には、農地法第3条第2項の規定にかかわらず、同条第1項の許可をすることができる。 ①当該法人が、その農地等の所有権の取得後において4.の規定による通知が行われた場合その他その農地等を適正に利用していないと当該地方公共団体が認めた場合には当該地方公共団体に対し当該農地等の所有権を移転する旨の書面による契約を当該地方公共団体と締結していること。 ②当該法人が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。 ③当該法人の業務執行役員等（農地法第3条第3項第3号に規定する業務執行役員等をいう。以下同じ。）のうち、一人以上の者が特定法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。	
--	--	--

	<u>2. 認定の日以降、地方公共団体が構造改革特別区域内にある農地等について、認定を受けた構造改革特別区域計画に基づいて特定法人に所有権を移転するために所有権を取得する場合又は1. ①の契約に基づいて所有権を取得する場合には、農地法第3条第1項本文の規定は適用しない。</u> <u>3. 農業委員会は、1. の農地法第3条第1項の許可をする場合には、同条第5項の規定により、当該許可を受けて農地等の所有権を取得した特定法人が、農林水産省令で定めるところにより、毎年、その農地等の利用の状況について、農業委員会に報告しなければならない旨の条件を付けるものとする。</u> <u>4. 農業委員会は、次のいずれかに該当する場合には、その旨を、地方公共団体に対し、通知するものとする。</u> <u>①当該特定法人がその農地等を適正に利用していないと認める場合。</u> <u>②当該特定法人がその農地等において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合。</u> <u>③当該特定法人が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合。</u> <u>④当該特定法人の業務執行役員等のいずれもが当該特定法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認める場合。</u>	
同意の要件	<u>1. 法第24条第1項の認定を受けた地方公共団体において、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画をいう。）が定められている場合にあっては、適正な手続きを経て、特定法人が当該計画に位置付けられている又は位置付けられる見込みがあること。</u>	

	<u>2. 地域計画が定められていない場合にあっては、次のいずれにも該当すること。</u> <u>①特定法人の営農計画を基に、農業用機械、労働力、技術力等から判断し、農地等の全てを効率的に利用すると認められること。</u> <u>②農地の面的集積に支障がないこと、他の農業者の水利用を阻害しない、無農薬栽培を阻害しないなど、周辺の農地利用に支障がないと認められること。</u> <u>3. 営農型太陽光発電など一時転用を行おうとするものでないこと。</u>
特例措置に伴い 必要となる手続 き	<u>・法第24条第3項の規定に基づく報告を受けた農業委員会は、その内容を農林水産大臣に報告するものとする。</u> <u>・農業委員会及び都道府県知事等は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）及び農地法の規定を踏まえ、法人の農地等の利用状況を随時監視し、不適正利用（遊休化、違反転用等）があった場合又はそのおそれがある場合等には、農林水産大臣に報告するものとする。</u>

1101 （略）

番号	1105
特定事業の名称	一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備導入事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第 48 条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	電気事業法第 38 条に規定される一般用電気工作物の定義が定められているが、ガスタービンを原動力とする火力発電設備（ガスタービン発電設備）はその対象となっていない。

--	--

1101 （略）

番号	1105
特定事業の名称	一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備導入事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第 48 条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	電気事業法第 38 条に規定される一般用電気工作物の定義が定められているが、ガスタービンを原動力とする火力発電設備（ガスタービン発電設備）はその対象となっていない。

特例措置の内容	地方公共団体が構造改革特別区域計画に次の１．の事項を定め、内閣総理大臣の認定を受けたときは、次の２．に定める条件を満たす小規模ガスタービン発電設備（ただし、非常用予備電源を得る目的で施設するものを除く。）を、一般用電気工作物に位置付ける。 １．構造改革特別区域計画に定める事項 （１）「電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和 40 年通商産業省令第 52 号）第 1 条の表中、上欄に掲げる第三種電気主任技術者免状に応じて規定される中欄に掲げる学歴又は資格及び下欄に掲げる実務の経験」に相当する学歴又は資格及び実務の経験を有する者により、工事、維持及び運用に関する保安の監督がなされること。 （２）保安上必要な措置として、電気事業法施行規則第 50 条第 3 項第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号及び第 7 号に示される事項に相当する事項が定められること。 ２．条件 （１）<u>電気事業法第 38 条第 1 項に規定する低圧の電気を発電するものであって、その発電に係る電気を同項第 1 号に規定する低圧受電電線路（当該電気工作物を設置する場所と同一の構内において低圧の電気を他の者から受電し、又は他の者に受電させるための電線路をいう。）以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないこと。</u> （２）出力 30 キロワット未満であること。 （３）最高使用圧力が 1,000 キロパスカル未満であること。 （４）最高使用温度が 1,400 度未満であること。 （５）発電機と一体のものとして一の筐体に納められていること。 （６）ガスタービンの損壊事故が発生した場合においても、破片が当該設備の外部に飛散しない構造を有すること。	特例措置の内容	地方公共団体が構造改革特別区域計画に次の１．の事項を定め、内閣総理大臣の認定を受けたときは、次の２．に定める条件を満たす小規模ガスタービン発電設備（ただし、非常用予備電源を得る目的で施設するものを除く。）を、一般用電気工作物に位置付ける。 １．構造改革特別区域計画に定める事項 （１）「電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和 40 年通商産業省令第 52 号）第 1 条の表中、上欄に掲げる第三種電気主任技術者免状に応じて規定される中欄に掲げる学歴又は資格及び下欄に掲げる実務の経験」に相当する学歴又は資格及び実務の経験を有する者により、工事、維持及び運用に関する保安の監督がなされること。 （２）保安上必要な措置として、電気事業法施行規則第 50 条第 4 項第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号及び第 7 号に示される事項に相当する事項が定められること。 ２．条件 （１）<u>電気事業法施行規則第 48 条第 3 項で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であって、その発電に係る電気を電気事業法施行規則第 48 条第 2 項に定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないこと。</u> （２）出力 30 キロワット未満であること。 （３）最高使用圧力が 1,000 キロパスカル未満であること。 （４）最高使用温度が 1,400 度未満であること。 （５）発電機と一体のものとして一の筐体に納められていること。 （６）ガスタービンの損壊事故が発生した場合においても、破片が当該設備の外部に飛散しない構造を有すること。
----------------	---	----------------	--

	(7) 同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）に設置する発電設備と電氣的に接続されていないこと。 (8) 公衆が容易に触れないための措置がなされていること。		(7) 同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）に設置する発電設備と電氣的に接続されていないこと。 (8) 公衆が容易に触れないための措置がなされていること。
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画により、上記「特例措置の内容」に記載されている1. の事項の内容が確認されること。	同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画により、上記「特例措置の内容」に記載されている1. の事項の内容が確認されること。
特例措置に伴い 必要となる手続き	特になし	特例措置に伴い 必要となる手続き	特になし
1108～1121 （略）		1108～1121 （略）	
番号	1123	番号	1123
特定事業の名称	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業	特定事業の名称	研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業

措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第 65 条第 1 項第 1 号、第 73 条の 2 の 2、第 79 条第 1 号、第 94 条 <u>第 1 号</u>
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	バイナリー発電所を含め、汽力を原動力とする発電所について、設置者は工事計画を国に届出し、届出をした発電所について使用前安全管理検査を実施しなくてはならない。また、一定の圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの又は耐圧部分に溶接をしたボイラー等であって輸入したものについて、設置者は <u>溶接自主検査</u> を実施しなくてはならない。また、使用圧力が一定の圧力以上の発電設備等について、設置者は定期安全管理検査を実施しなくてはならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、構造改革特別区域内において、次の 1. に定める条件を満たす研究開発用海水温度差発電設備（汽力（海水の熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備であって研究開発の用に供するもの）を設置する必要があると認めて、構造改革特別区域計画に次の 2. の事項を記載し、法第 4 条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該研究実施期間に限り、当該設備は工事計画の届出、使用前安全管理検査、 <u>溶接自主検査</u> 及び定期安全管理検査を必要としない設備とすることができる。 1. 条件 （1）出力が 100 キロワット未満であること。 （2）電線路（当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。）により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電氣的に接続されていないこと。 2. 構造改革特別区域計画に定める事項

措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第 65 条第 1 項第 1 号、第 73 条の 2 の 2、第 79 条 <u>第 1 項</u> 第 1 号、第 94 条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	バイナリー発電所を含め、汽力を原動力とする発電所について、設置者は工事計画を国に届出し、届出をした発電所について使用前安全管理検査を実施しなくてはならない。また、一定の圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの又は耐圧部分に溶接をしたボイラー等であって輸入したものについて、設置者は <u>溶接事業者検査</u> を実施しなくてはならない。また、使用圧力が一定の圧力以上の発電設備等について、設置者は定期安全管理検査を実施しなくてはならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、構造改革特別区域内において、次の 1. に定める条件を満たす研究開発用海水温度差発電設備（汽力（海水の熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備であって研究開発の用に供するもの）を設置する必要があると認めて、構造改革特別区域計画に次の 2. の事項を記載し、法第 4 条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該研究実施期間に限り、当該設備は工事計画の届出、使用前安全管理検査、 <u>溶接事業者検査</u> 及び定期安全管理検査を必要としない設備とすることができる。 1. 条件 （1）出力が 100 キロワット未満であること。 （2）電線路（当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。）により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電氣的に接続されていないこと。 2. 構造改革特別区域計画に定める事項

	(1) 以下に掲げる研究事業の概要 ①当該設備を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②研究開発を実施する期間 ③当該設備を設置する位置 ④熱媒体の種類 (2) 当該設備が電気事業法第 39 条第 1 項に規定する技術基準に適合することを確認するために設置される次に掲げる分野の専門家により構成される委員会に関する事項 ①機械工学 ②材料工学 ③電気工学 ④化学工学 (3) 保安上必要な措置として、当該設備について、電気事業法施行規則第 50 条第 3 項に掲げる事項に相当する事項		(1) 以下に掲げる研究事業の概要 ①当該設備を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②研究開発を実施する期間 ③当該設備を設置する位置 ④熱媒体の種類 (2) 当該設備が電気事業法第 39 条第 1 項に規定する技術基準に適合することを確認するために設置される次に掲げる分野の専門家により構成される委員会に関する事項 ①機械工学 ②材料工学 ③電気工学 ④化学工学 (3) 保安上必要な措置として、当該設備について、電気事業法施行規則第 50 条第 1 項に掲げる事項に相当する事項
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、上記「特例措置の内容」に記載されている 2. の内容により、現行と同等の安全性を確保する体制及び方策が確保されていること。	同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、上記「特例措置の内容」に記載されている 2. の内容により、現行と同等の安全性を確保する体制及び方策が確保されていること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし	特例措置に伴い必要となる手続き	特になし
番号	1124	番号	1124
特定事業の名称	海水等温度差発電設備の <u>定期自主検査</u> 時期変更事業	特定事業の名称	海水等温度差発電設備の <u>定期事業者検査</u> 時期変更事業

措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第 94 条の 2
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	バイナリー発電設備を構成する蒸気タービンについては 4 年、液化ガス設備については 2 年を超えない時期に <u>定期自主検査</u> を実施しなければならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、次の 1．に定める条件を満たす海水等温度差発電設備（汽力（海水、温泉水等の熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備）であると認め、構造改革特別区域計画に次の 2．に掲げた事項を構造改革特別区域計画に記載し、法第 4 条の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該設備に係る蒸気タービン及び液化ガス設備の <u>定期自主検査</u> は、電気事業法施行規則第 94 条の 2 第 1 項の規定に関わらず、2．（3）に定める時期を超えない時期に行うものとする。 1．条件 （1）出力 500 キロワット未満であること。 （2）最高使用圧力が 1,000 キロパスカル未満であること。 （3）最高使用温度 200 度未満であること。 （4）使用する熱媒体は変質せず、かつ、可燃性、腐食性及び有毒性がないこと。 2．構造改革特別区域計画に定める事項 （1）当該設備の仕様（発生する電気出力、設備の最高使用圧力及び最高使用温度など） （2）使用する熱媒体の種類及び性質 （3）具体的な <u>定期自主検査</u> を実施する時期

措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第 94 条の 2
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	バイナリー発電設備を構成する蒸気タービンについては 4 年、液化ガス設備については 2 年を超えない時期に <u>定期事業者検査</u> を実施しなければならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、次の 1．に定める条件を満たす海水等温度差発電設備（汽力（海水、温泉水等の熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備）であると認め、構造改革特別区域計画に次の 2．に掲げた事項を構造改革特別区域計画に記載し、法第 4 条の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該設備に係る蒸気タービン及び液化ガス設備の <u>定期事業者検査</u> は、電気事業法施行規則第 94 条の 2 第 1 項の規定に関わらず、2．（3）に定める時期を超えない時期に行うものとする。 1．条件 （1）出力 500 キロワット未満であること。 （2）最高使用圧力が 1,000 キロパスカル未満であること。 （3）最高使用温度 200 度未満であること。 （4）使用する熱媒体は変質せず、かつ、可燃性、腐食性及び有毒性がないこと。 2．構造改革特別区域計画に定める事項 （1）当該設備の仕様（発生する電気出力、設備の最高使用圧力及び最高使用温度など） （2）使用する熱媒体の種類及び性質 （3）具体的な <u>定期事業者検査</u> を実施する時期

	(4)当該設備が(3)に定める時期に<u>定期自主検査</u>を実施しても、電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを証明する次に掲げる事項に関する記録及び文献その他の資料 ①当該設備の耐久性 ②使用する熱媒体の耐久性 ③使用する熱媒体に応じた当該設備の耐腐食性		(4)当該設備が(3)に定める時期に<u>定期事業者検査</u>を実施しても、電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを証明する次に掲げる事項に関する記録及び文献その他の資料 ①当該設備の耐久性 ②使用する熱媒体の耐久性 ③使用する熱媒体に応じた当該設備の耐腐食性
同意の要件	2.(4)に示す技術的な証明をする資料等により、2.(3)により定められた時期について、その妥当性が確認されること。	同意の要件	2.(4)に示す技術的な証明をする資料等により、2.(3)により定められた時期について、その妥当性が確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし	特例措置に伴い必要となる手続き	特になし
1125(1114)～1130 (略)		1125(1114)～1130 (略)	
番号	1142	番号	1142
特定事業の名称	研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業	特定事業の名称	研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業
措置区分	省令	措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第73条の2の2、第79条第1号、第94条 <u>第1号</u>	特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第73条の2の2、第79条 <u>第1項</u> 第1号、第94条 <u>第1項</u>
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	バイナリー発電所を含め、汽力を原動力とする発電所について、設置者は工事計画を国に届出し、届出をした発電所について使用前安全管理検査を実施しなくてはならない。また、一定の圧力以上の圧力を加えられる部分(以下「耐圧部分」という。)について溶接をするもの又は耐圧部分に溶接をしたボイラー等であって輸入したものについて、設置者は <u>溶接自主検査</u> を実施しな	特例措置を講ずべき法令等の現行規定	バイナリー発電所を含め、汽力を原動力とする発電所について、設置者は工事計画を国に届出し、届出をした発電所について使用前安全管理検査を実施しなくてはならない。また、一定の圧力以上の圧力を加えられる部分(以下「耐圧部分」という。)について溶接をするもの又は耐圧部分に溶接をしたボイラー等であって輸入したものについて、設置者は <u>溶接事業者検査</u> を実施し

	なくてはならない。また、使用圧力が一定の圧力以上の発電設備等について、設置者は定期安全管理検査を実施しなくてはならない。		なくてはならない。また、使用圧力が一定の圧力以上の発電設備等について、設置者は定期安全管理検査を実施しなくてはならない。
特例措置の内容	地方公共団体が、構造改革特別区域内において、次の１．に定める条件を満たす研究開発用温泉熱利用発電設備（汽力（温泉熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備であって研究開発の用に供するもの）を設置する必要があると認めて、構造改革特別区域計画に次の２．の事項を記載し、法第４条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該研究実施期間に限り、当該設備は工事計画の届出、使用前安全管理検査、<u>溶接自主検査</u>及び定期安全管理検査を必要としない設備とすることができる。 １．条件 （１）出力が１０キロワット未満であること。 （２）最高使用圧力が５メガパスカル未満であること。 （３）最高使用温度が１００度未満であること。 （４）電線路（当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。）により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電気的に接続されていないこと。 ２．構造改革特別区域計画に定める事項 （１）以下に掲げる研究事業の概要 ①当該設備を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②研究開発を実施する期間 ③当該設備を設置する位置 ④熱媒体の種類 （２）当該設備が電気事業法第３９条第１項に規定する技術基準に適合する	特例措置の内容	地方公共団体が、構造改革特別区域内において、次の１．に定める条件を満たす研究開発用温泉熱利用発電設備（汽力（温泉熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備であって研究開発の用に供するもの）を設置する必要があると認めて、構造改革特別区域計画に次の２．の事項を記載し、法第４条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該研究実施期間に限り、当該設備は工事計画の届出、使用前安全管理検査、<u>溶接事業者検査</u>及び定期安全管理検査を必要としない設備とすることができる。 １．条件 （１）出力が１０キロワット未満であること。 （２）最高使用圧力が５メガパスカル未満であること。 （３）最高使用温度が１００度未満であること。 （４）電線路（当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。）により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電気的に接続されていないこと。 ２．構造改革特別区域計画に定める事項 （１）以下に掲げる研究事業の概要 ①当該設備を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②研究開発を実施する期間 ③当該設備を設置する位置 ④熱媒体の種類 （２）当該設備が電気事業法第３９条第１項に規定する技術基準に適合する

	ことを確認するために設置される次に掲げる分野の専門家により構成される委員会に関する事項 ①機械工学 ②材料工学 ③電気工学 ④化学工学 (3) 保安上必要な措置として、当該設備について、電気事業法施行規則第50条第3項に掲げる事項に相当する事項		ことを確認するために設置される次に掲げる分野の専門家により構成される委員会に関する事項 ①機械工学 ②材料工学 ③電気工学 ④化学工学 (3) 保安上必要な措置として、当該設備について、電気事業法施行規則第50条第1項に掲げる事項に相当する事項
同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、上記「特例措置の内容」に記載されている2.の内容により、現行と同等の安全性を確保する体制及び方策が確保されていること。	同意の要件	地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、上記「特例措置の内容」に記載されている2.の内容により、現行と同等の安全性を確保する体制及び方策が確保されていること。
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし	特例措置に伴い必要となる手続き	特になし
1205 (1214、1221) ～1306 (略) (削除)		1205 (1214、1221) ～1306 (略)	
		番号	1308
		特定事業の名称	特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業
		措置区分	省令
		特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の7
		特例措置を講ずべき法令等の現行規定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)第6条の5第1項第1号の規定によりその例によることとされた令第4条の2第1号ただし書の規定による環境省令で定

		<u>める場合は、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第3条第3号に規定する移送取扱所において収集又は運搬する場合とする。</u>
	特例措置の内容	<u>地方公共団体が、構造改革特別区域内において、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして、異なる種類の特別管理産業廃棄物がパイプライン内で混合しないこと、パイプラインから廃棄物が飛散し、流出し又は悪臭が漏れるおそれがないこと及び石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等防災計画が作成された区域内にパイプラインが設置されるものであることを満たすと認め、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができることとする。</u>
	同意の要件	<u>特になし</u>
	<u>特例措置に伴い必要となる手続き</u>	<u>特になし</u>
1310・2001（略）	1310・2001（略）	

別表 2

102～1217 （略）

番号	特 定 事 業 の 名 称	特区における 規制の特例措 置の内容	全 部 ／ 一 部	全国展開の実 施内容	全 国 展 開 を 実 施 す る法令等	実 施 時 期	所管省 庁
1219	特 殊 な 大 型 輸 送 用 車 両 に よ る 港 湾 物 流 効 率 化 事 業	港湾施設であ る道路におい て保安基準に 一部適合しな い特殊な大型 輸送用車両を 用いる場合、 当該車両が通 行可能となる よう、車両の 寸法や重量等 について保安 基準を緩和す ることができる。	全部	特区における 規制の特例措 置の内容・要 件のとおり、 全国展開を行 う。	<u>道路運送 車両の保 安基準第 55条第1 項、第56 条第1項 及び第57 条第1項 に規定す る国土交 通大臣が 告示で定 めるもの を定める 告示（平 成15年9 月26日国 土交通省 告示第 1320号）</u>	<u>令和5 年3月 31日施 行 （措置 済）</u>	国土交 通省

別表 2

102～1217 （略）

番号	特 定 事 業 の 名 称	特区における 規制の特例措 置の内容	全 部 ／ 一 部	全国展開の実 施内容	全 国 展 開 を 実 施 す る法令等	実 施 時 期	所管省 庁
1219	特 殊 な 大 型 輸 送 用 車 両 に よ る 港 湾 物 流 効 率 化 事 業	港湾施設であ る道路におい て保安基準に 一部適合しな い特殊な大型 輸送用車両を 用いる場合、 当該車両が通 行可能となる よう、車両の 寸法や重量等 について保安 基準を緩和す ることができる。	全部	特区における 規制の特例措 置の内容・要 件のとおり、 全国展開を行 うため、関係 <u>省庁におい て、令和4年 度中に告示・ 通達の改正等 所要の措置を 講ずる。</u>	<u>告示・通 達</u>	<u>令和4 年度中</u>	国土交 通省

					「 <u>基準緩和自動車</u> <u>の認定要領について</u> <u>（依命通達）」</u> <u>の一部改正について</u> <u>（令和5年3月31日国自</u> <u>技環第205号）</u>											
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1223～1307（略）

番号	特 定 事 業 の 名 称	特区における 規制の特例措 置の内容	全 部 ／ 一 部	全国展開の実 施内容	全 国 展 開 を 実 施 す る法令等	実 施 時 期	所管省 庁
1308	<u>特 別 管</u> <u>理 産 業</u> <u>廃 棄 物</u> <u>の 運 搬</u> <u>に 係 る</u> <u>パ イ プ</u> <u>ラ イ ン</u> <u>使 用 の</u>	<u>人の健康の保</u> <u>持又は生活環</u> <u>境の保全上支</u> <u>障が生じない</u> <u>場合、特別管</u> <u>理産業廃棄物</u> <u>（廃酸など）</u> <u>の収集又は運</u>	<u>全部</u>	<u>特区における</u> <u>規制の特例措</u> <u>置の内容・要</u> <u>件のとおり、</u> <u>全国展開を行</u> <u>う。</u>	<u>廃棄物の</u> <u>処理及び</u> <u>清掃に関</u> <u>する施行</u> <u>規則（昭</u> <u>和46年厚</u> <u>生省令第</u> <u>35号）</u>	<u>令 和 5</u> <u>年度中</u>	<u>環境省</u>

1223～1307（略）

（追加）

[illegible]